

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年12月 5 日（木曜日）午前 9 時30分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門左エ門 君
7 番	吉 川 三津子 君	9 番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 席（1名）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦勞さまで。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第 1 ・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位 1 番の17番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○ 1 7 番（高松幸雄君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目 1 つ目、重層的支援について、大項目 2 つ目、共同親権について、大項目 3 つ目、シティプロモーションについての 3 点、質問をさせていただきます。

まず、大項目 1 つ目の重層的支援について質問いたします。

我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子供を養う 8 0 5 0 問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきています。

こうした課題は、従来の介護、障害、子育てなど、制度・分野ごとには対応するのが難しく、相談に行ってもたらい回しにされた挙げ句、何も解決できないという事態が発生している自治体もあります。

本市では、地域包括支援センター、子育て支援センターを設置し、専門職を配置しながら包括的な相談支援を行っていますが、現行の制度では、高齢者は高齢福祉課で、障害者は社会福祉課で、子供は子育て支援課でというふうに、それぞれの部署が単独で縦割りになっての相談体制になっています。

そこで、世代を問わない包括的な相談、地域づくりをやっていこうということが重層的支援体制の整備であります。

2021年 4 月から施行された改正社会福祉法により、市町村の任意事業として重層的支援整備事業がスタートいたしました。

重層的支援体制整備事業には、取り組むべき5つの事業として、包括的な相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、多機関協働があります。

包括的な相談支援は、高齢者、障害者、子供というふうに個別に捉えるのではなくて、包括的に相談を受けましょうという支援であります。その体制は、既存の施設、拠点を並行して設置し、窓口を一元化せず、どんな相談も一旦受け止めるよう庁内で共有します。

アウトリーチ等を通じた継続的な支援については、1人の困りごとを地域の困りごとと捉えて政策まで押し上げることで、誰一人取り残さないまちづくりを目指しています。

アウトリーチというのはなかなか分かりにくいんですけども、支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報支援を届けるプロセスのことをアウトリーチと言います。ですから、支援が必要なのに届いていない人に対して、窓口で待っているのではなくて、こちらから届けていくというのがアウトリーチということになります。

さらには、各種団体と連携を取って情報を収集したり、相談者を見つけたりすること、相談者との信頼関係をつくり上げることもあります。課題解決が困難なケースに対して、継続的に本人や家族とつながり、伴走しながら見守っていくことも欠かせません。

参加支援については、事業先行、制度ありきで創設するのではなく、既存の施設、団体、ボランティアやNPOなどと協力し、課題や情報を共有します。

地域づくりに向けた支援については、既にある地域活動や支え合う関係性を理解し、地域住民の主体性を尊重し、必要な範囲で活動を応援しています。

多機関協働事業というのは、単独の対応が難しいときに、それぞれの課を調整していく役割を担って、その役割分担や支援の方向性を決めていくという、言わば司令塔の役割を果たす分野であります。ますます複雑化・複合化する地域住民の課題に対応するため、属性別の支援体制の垣根を越える取組を促しています。

この重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困りごとを抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されています。

これは、例えば、家族構成が母45歳、息子22歳、夫47歳、娘14歳の4人家族で、複合的な課題を抱える家族の話であります。

支援のきっかけになったのは、14歳の娘が学校を休みがちになったことから、担任の教師が母に連絡をしたことがきっかけで、お母さんに会って話を聞いてみると、娘だけの問題ではなく、この家族にはいろんな困りごとがあり、教師としての範囲を超えていたことが分かりました。

しかし、どこに相談したらいいのか分からないという事態になった際、この新たな事業の連絡担当員に相談することができるということでもあります。この連絡担当員がお母さんのところに行ってお話を聞くというアウトリーチをするわけであります。

お母さんにいろいろ聞いてみますと、このお父さんというのは、不況のあおりを受けて会社

が倒産し、昼間からパチンコに通うという生活が続いていることが判明しました。お母さんは家計を支えるためにパートを掛け持ちし、各種滞納もあるけれど、日々の生活に追われて、家計が今どういう状態にあるかも分からないということがあったり、息子さんは高校を卒業したけれども何回も転職を繰り返して自信を失っており、障害の疑いもあったことが分かりました。娘さんは、お父さんの失業なんかを同級生にからかわれて、現在は不登校気味であるということで、生活のリズムが乱れて授業にもついていけないというような複合的なケースが上げられます。

これらについて、支援を開始するわけなんですけれども、連携担当員と職員がそれぞれ関係者の総合調整役を担って、学校やハローワーク、自立支援相談支援機関、地域住民との連携を図りながら、家族の個別の支援を行っていくということになります。複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に他機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができ、寄り添うことができるようになりました。

重層的支援体制整備事業は、制度や属性ではなく、本人を中心として、断らない相談支援と参加支援、地域づくり支援を一体的に実施し、行政のみならず、地域住民や支援機関等、多機関がチームとなって継続的に支援し続ける取組であり、社会的孤立を解決する基盤となる取組であります。

どの相談窓口に行ったとしても、たらい回しにせず、適切な支援につなげていくという意味での相談のワンストップ化を推進し、相談できる居場所を増やす取組を推進するとともに、アウトリーチ機能を強化することが重要であります。

そこで、重層的支援体制整備事業について、本市としても積極的に取り組んでいくことが重要だと考えますけれども、本市の現状と課題、愛知県と近隣自治体の状況、本市の進捗状況をお尋ねいたします。

次に、大項目2つ目の共同親権についてを質問させていただきます。

共同親権とは、未成年の子供について、父と母が共同して親権を行使する制度で、父母共に親権を持ち、子供の監督・保護や教育、財産管理などに関する権利・責任を双方が負うことです。

これまでの日本の民法では、離婚した場合には両親のいずれかしか子供の親権を持っていない単独親権でしたが、離婚後の共同親権を認める改正民法が2024年5月17日の参議院本会議で賛成多数により可決・成立いたしました。改正法は、2026年5月までに施行される見込みで、離婚後の共同親権を選択できるようになります。

しかし、その一方で、虐待やDVを回避できないケースが発生するなど、問題点も指摘されております。

これまで日本において、離婚後の親権は単独親権のみ認められており、親権者を父母のどちらか一方に定める必要がありました。離婚後、父母のどちらかが親権者になるかは協議によって決められますが、まとまらない場合は家庭裁判所が親権者を決定いたします。

共同親権が導入されると、子供と面会交流する権利をより主張しやすくなります。現行法に

においても、非親権者の面会交流の権利はありますが、離婚後は元配偶者に子供を会わせたくないと感じる親権者もおります。そのため、面会交流の機会が少なかったり、拒否されてしまうケースも少なくありません。

共同親権において、子供と同居していなくても行使できる権利は平等であるため、面会交流の権利をより強く主張できるようになります。

日本では、父親が親権を獲得するのは難しいと言われています。共同親権は、原則として親権者が子供への面会交流を拒否することができないので、DVやモラハラなどの被害から逃れられなくなる可能性もあります。虐待などが無い限り、子供と別居する親の面会交流の促進が期待され、祖父母との面会交流が行われていない場合、面会の申立てが可能となります。また、別居親も学校行事への参加や定期的な外出、長期休暇中の滞在など、子供と関わりやすくなります。

両親が共同親権を持つことで、子供と同居する親は別居の親との面会交流を拒否できません。改正法では、子供に対する虐待や親同士の間のDVなどの恐れがある場合は単独親権を選択しなければならないとされており、被害者の安全を確保する対策が示されました。

しかし、裁判所がDVやモラハラなどのおそれを見逃す懸念も指摘されています。海外では、共同親権を認めている国が多数派で、国際的に見ても原則として単独親権を行使する国は僅かです。2020年の「父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査」では、対象24か国のうち、共同親権が導入されていないのはインドとトルコのみであります。日本で共同親権が議論されるきっかけの一つは、国際結婚で離婚した日本人の親が子供を日本に連れ帰り、他方の親との交流を断絶させるケースが問題視されております。

そこで、新制度家族法改正について、本市の対応、共同親権の周知と子どもの権利の周知について、本市の対応、民法改正により別居している親への学校行事参加での対応をお尋ねいたします。

大項目3つ目のシティプロモーションについて質問をさせていただきます。

シティプロモーションとは、地域の魅力を内外に発信し、地域への愛着度を高める活動であります。地域への愛着度が高まると移住者や旅行者が増え、様々なメリットをもたらします。

シティプロモーションが必要とされる理由は、少子高齢化や地方の過疎化が深刻化したため、都市部へ移動する人が増えると地方では働き手が不足し、経済の停滞や雇用の減少を招きます。来訪者の目的に合わせて、地域の名産品やあいさいさんを用いたシティプロモーションを展開すると、来訪者が増加します。

来訪をきっかけにそのまちの魅力を知ること、移住などに発展するケースもあります。そのため、地域への観光などによる来訪を増やすことは重要であります。移住者や観光客が増えると、地域経済の活性化が期待できます。何よりも地方自治体の税収が増加すると、住みやすいまちづくりへの財源を確保することができます。

近年では、ふるさと応援寄附金制度もあり、定住者だけでなく外部からも財源確保ができるようになりました。より多くの人に納税してもらえると、地域財政の潤いにもつな

がります。シティプロモーションを行うことで、転出者を減らす効果が期待できます。

映画の撮影やアニメ作品の中に登場するまちに選ばれた場合、その情報を積極的に発信すると来訪者が増える可能性があります。いわゆる、聖地巡礼を行う人も多く、作品の名シーンに登場した地に足を運びたいという人は少なくありません。

そこで、地域の特産品を使ったイベントを開催すると、地域の魅力をより伝えることができます。観光を目的とした来訪者が訪れる可能性も高いですし、イベントに出店したお店は収益が得られるため、地域経済が潤うことにもつながります。あいさいさんなど、キャラクターを使って地域の魅力を発信すると、その地域のイメージが浸透しやすくなり、認知が広がります。

本市でも、4月からシティプロモーション課が誕生いたしました。そこで、本市でのこれまでのシティプロモーションの取組についてをお尋ねいたします。

以上、一括質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうからは重層的支援について、順次御答弁をさせていただきます。

まず、本市の現状と課題ですが、重層的支援体制整備事業とは、包括的支援事業、多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ事業、地域づくり事業の5つの事業から成る事業で、本市では今年度より包括的相談支援事業と多機関協働事業の2つの事業を開始しております。

課題として、8050問題や貧困と虐待など、複雑化・複合化する課題に対して一体的な支援が必要であり、さらに社会資源の開発、見守り支援などの充実や社会資源などのネットワークの構築が課題であると考えております。

続いて、愛知県近隣自治体の状況です。

愛知県内の市町村54市町村中、重層的支援体制整備事業の全部または一部を実施している市町村は24市町です。

近隣の状況については、令和6年度時点で重層的支援体制整備の全ての事業を実施しているのは稲沢市と一宮市です。また、本市と同様に包括的相談支援事業と多機関協働事業など一部事業を開始しているのは蟹江町で、愛知県では7市町で一部開始をしております。

本市の進捗状況としましては、今年度は高齢者や障害者など各相談員など、各分野の担当が集まって支援会議等を開催し、複雑なケースの事例報告などを行っております。市内でどのような課題があるのかを情報収集し、支援方法の検討をしております。他機関との情報交換や支援方法の提案などを行うことで、相談者だけでなく、それを支援する支援者も1人にしない体制、様々な分野や主体が協働するための体制構築を目指してまいります。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

新制度家族法改正について、本市では今年5月に成立した民法等の一部を改正する法律について、国から具体的な指針が示されるのを注視しつつ、市内の関係機関と連携しながら適切な対応をしてまいります。

また、共同親権に関しましては、市のホームページや広報「あいさい」を活用して周知を徹底するとともに、相談に柔軟に対応してまいります。以上です。

### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、子どもの権利の周知について御答弁申し上げます。

令和5年に施行されたこども基本法や、日本も批准しています子どもの権利条約の下、本市では本年4月からこども家庭センターを設置し、子育て家庭の相談対応や虐待予防、ハイリスク家庭への継続的な支援を行うなど、児童の意見の尊重や最善の利益などの権利を守る取組をしています。

子どもの権利の周知については、広報「あいさい」や市ホームページなどの活用を検討してまいります。

私からは、以上です。

### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、学校行事参加における対応について御答弁させていただきます。

別居している親の小・中学校行事への参加につきましては、親権の有無により制限をすることはありません。親権者ではなくても、子供の利益に配慮した上で、両親、祖父母等にも参加していただいている状況でございます。

なお、学校からの連絡は、一律に同居している保護者に対し、子供を通じて手紙等で案内しております。別居している親等に対しましては、当事者同士で情報を共有していただきたいと考えております。

今回の民法改正により、親権の扱いが変わりましても、学校における行事での対応は今までと変わらないものと考えております。以上でございます。

### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、シティプロモーションにおける本市の取組内容について御答弁をさせていただきます。

現在、市職員がシティプロモーションの視点を持ち、戦略的な市の魅力等の情報発信を行うための方針となるシティプロモーション戦略の策定を進めております。また、本市の地域資源のPRを図る婚活イベント事業の実施、広報「あいさい」や市ホームページ、SNSを使った市政情報の発信、市の特産品を市外にPRするふるさと応援寄附の推進などを行っております。その他、来年度の市制施行20周年に向けた事業の検討を進めております。以上です。

### ○17番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

重層的支援については、まだ近隣では稲沢市と一宮ということで、一部開始しているのは2町ということでした。

それでは、重層的支援について再質問させていただきます。

重層的支援の財源なんですけれども、国からの交付金や補助金はあるのかをお尋ねいたします。

### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

国からの補助金があり、令和6年度は生活困窮者就労準備補助金のメニューの重層的支援体

制整備移行準備を活用し、補助率は国 4 分の 3、市は 4 分の 1 です。また、令和 7 年度以降、重層的支援体制整備の 5 つの事業全てを実施した場合は、重層的支援体制整備交付金の活用ができ、交付率は国 2 分の 1、県 4 分の 1、市は 4 分の 1 となります。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

補助があり、補助率は国が 4 分の 3 で、市は 4 分の 1 あるということで、7 年度以降については交付金という形で、交付率が国 2 分の 1、県 4 分の 1、市は 4 分の 1 ということが分かりました。

では続いて、重層的支援をする人は専門的な知識や経験、また資格等が必要でしょうか、お尋ねいたします。

○ 保険福祉部長（田口貴敏君）

重層的支援体制整備事業を実施するに当たり、社会福祉士等、必要とされる資格はありませんが、福祉職など専門的な知識を有した社会福祉士等が従事することが望ましいと考えております。

今年度より開始している包括的相談支援事業と多機関協働事業では、福祉職の職員が従事しております。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

特に資格は必要ないということでしたけれども、福祉職など専門的な知識を有した社会福祉士等が従事することが望ましいということでございました。

では続きまして、この事業について、市は直営で行うか、委託で行うかをお尋ねいたします。

○ 保険福祉部長（田口貴敏君）

現在、委託で行うことを考えております。重層的支援体制整備としては、長期的な継続支援を行っていくことが多く、人事異動がある市の職員が行うより、福祉職が在籍する社会福祉法人へ委託し、ひきこもりなど長期にわたり関わるケース等に対応し、継続的な支援を行うことができるようにすることが重要であると考えております。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

委託で行うということで、長期的な継続的な支援を行っていくことが必要になるということで、委託でやるということが分かりました。

では最後に、重層的支援体制整備をすることでどのように変わっていくのか、お尋ねいたします。

○ 保険福祉部長（田口貴敏君）

重層的支援体制整備を行うことにより、複合的な課題で単独の支援機関では対応が困難なケースについて、包括的相談支援や多機関協働支援により支援方法や役割分担を検討し、複数の支援機関と連携をして支援を進めることが可能となります。

また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業として、今までは相談の申出があった方に対し、支援を行っていましたが、今後は民生委員や各機関からの情報を基に、困りごとがあると思われる方を訪問し、支援につなげていきます。



継続的な見守りとして、定期的な訪問や居場所づくりなど、支援のニーズと取組のマッチングなど、コーディネートを行うことで支援を広げることができると考えております。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

これで結論なんですけれども、重層的支援体制整備はまだ少ないです。これを行うことによって、そこだけではなくて全てを一緒に相談できる、そういうところができるということで、これから先、そういった方の解決には必要ではないかと思っておりますので、ぜひ進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、共同親権については特に再質問はございませんので、こちらのシティプロモーションについて質問をさせていただきます。

シティプロモーションには、市の特産品を市外にPRするふるさと応援寄附の推進が含まれておりましたけれども、そのふるさと応援寄附金の返礼品の人気商品についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

令和5年度に件数が多かった返礼品は、シャンプー・コンディショナーセット、パン、チャイルドシートとなっております。

今年度は9月以降、特にお米が返礼品として選ばれており、件数が最も多くなっております。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

返礼品で多かったのは、シャンプー・コンディショナーセットということで、前回もこれは聞いておりました。ただ、今回についてはパンとか、また9月以降、お米が返礼品として選ばれるようになったということでございます。また、返礼品については、愛西市としても非常にたくさんあって、また税収が増えることを期待しております。

続いて、シティプロモーション戦略策定業務委託の公募型のプロポーザルを実施したわけなんですけれども、シティプロモーション戦略策定業務というのはどういったものなのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

シティプロモーション戦略の策定として、現在アンケートや市民ワーキング等を実施し、本市が持つイメージや地域資源、施策について、現状分析を行っております。これらの分析結果を基に、他の自治体との差別化、いわゆるブランドの明確化を図り、ターゲットごとに戦略的、効果的なシティプロモーションの取組の方向性を表す計画を策定し、市民の愛着度の形成と交流・関係人口の創出を図ってまいりたいと考えております。

また、戦略策定に併せ、市のブランドコンセプトを広くアピールするため、ブランドメッセージやロゴマークの作成、市PR動画の作成も進めております。以上でございます。

○ 17 番（高松幸雄君）

4月から始まったシティプロモーション課であります。どこの市も最近始めております。市民の愛着度の形成と交流・関係人口の創出を図っていくという御答弁でございました。また、

市のPR動画もつくっていくということが御答弁にありました。

そこで、事例を挙げてお話をさせていただきたいと思います。

まず、福井県の鯖江市では、シティプロモーションとして、まちづくりには市民だけではなく、行政に無関心な層を第三勢力として巻き込むことが必要だと考えた牧野百男前市長が、その要である女子高生を主役とした、大人の常識や価値観を根っこから覆す鯖江市役所JK課が2014年の4月14日に誕生いたしました。

牧野前市長は、もちろん最初は成功するかどうか分からないが、今までと同じことをやっているだけでは地方は消滅してしまう。停滞は後退でしかない。行政の場合は、どんな小さなことでも責任を取るのが市長の役割。もし失敗したとしても、大事な成果の一つと考え、挑戦し続ける。首長として職員たちによく言うのは、失敗は責めないけれど、それを理由にやめるのは堪忍してくれということでした。とにかく、いろんなことにチャレンジしてもらいたい。

JK課プロジェクトは、事前に詳細な計画を考えず、当事者たちと一緒にいろいろと模索しながら変化を起こすことを目指したので、行政の活動にいろいろな制限や制約があり、議会で説明して予算化するのは難しいと思います。しかし、JK課を応援してくれる人からクラウドファンディングで直接集めた資金なら、税金ではないので実験的な活動にも使えます。

そこで、これまで市役所や公共サービスに直接関わることの少なかった女子高生たちが、自由なアイデアを生かして、市民団体や地元企業、大学、地域メディアと連携・協力した新しい形での市民協働推進プロジェクトが13人で始まりました。

全国初の取組に、よくも悪くも各地から大きな反響があったそうです。JK課が設立した当初、鯖江市役所には鯖江市以外の市や県外から1週間で100を超えるクレームがあったそうです。女子だけに限定して男子は無視なのか。高校生なんかに何ができるのか。ただ働きをさせるのか。その中でも、全体の約半分以上を占めたのは、JKという言葉は隠語ではないか、それを市役所が使うのかというクレームでした。

鯖江市内からの批判もなかったわけではありません。見た目がちゃらちゃらしている。多少、派手であったことからクレームもありました。

しかし、女子高生たちは何か負けたくないよね、何も知らんくせに言っているだけじゃん、みんなで頑張ろうとって、やめるのではなく、やるという選択肢を選びました。

JK課の取組が評価され、平成27年度ふるさとづくり大賞総務大臣賞を受賞しました。本年は10周年事業として、仮装して楽しみながらごみ拾いをするピカピカプラン活動の実施をしているそうです。

JK課は、やりたいことをやっていいと言われ、やりたいことをやっている。誰も否定しないから、何でもやらせてくれるという考え方があります。ミーティングや企画への参加は自由であるため、当日に不参加になる人もいるほど活動は緩い。そのため、部活とJK課の活動を両立してやっている子も多く、やめる子はほとんどいません。スタートしてから10年間で約60人が卒業、そのうち7割くらいの人は今でも地域に残り、まちづくり活動に取り組むメンバーもいるそうです。

様々な要因が、結果として卒業後も地元で愛着を感じ、地元で就職してまちづくりに関わっていくことになっている。自分たちにとって楽しいまちづくり、結果を意識しない緩いまちづくりを意識しているため、それが自然と周りの人も楽しんでもらうことができ、続けてほしいと望む人も出てきている。大人が教えない、楽しいこと・やりたいことだけを行う、行政が全面的にサポートするといった、目的を持たずに楽しいまちづくりに関わる機会を女子高生に与えたことで、自分の居場所を見つけることができたり、大人になってからも地元で愛着を持つきっかけになっていると感じます。

市民が活躍する場を見つけて、自分の住んでいるまちに愛着を持っていけるJK課のような場所や存在が本市にも必要である。市民の居場所や環境をつくるためには、行政には受け入れる、サポートするという意識を強く持ってもらいたいということも行政の役割なのではないでしょうか。

続いて、群馬県高崎市では、「絶メシリスト」というシティプロモーションを都市としての魅力を全国に発信することを目的に、継続的な発展と新たな情報発信手法の検討を行う中で、企画案をプロポーザル方式によって全国から募集するということになりました。

現在の絶メシリストという手法を取り入れた経緯については、市の発展に伴い、個人飲食店が姿を消しているという背景の中、昔ながらのお店の閉店を惜しむといったことを新聞などが取り上げてくれるという部分に着目し、店主の高齢化や市の都市化によって、この先なくなってしまうかもしれない、そのお店の料理はもう食べられないという本来マイナスでしかない部分を逆手に取って、お店の存在価値や希少性といった魅力として扱うことで、ローカルグルメサイトによる情報発信に加え、個人飲食店が抱える後継者問題の社会問題を同時に解決できるものとして現在の形になりました。

絶メシリスト掲載は、非チェーン店であること、昭和の空気感、後継者問題を抱えている、この店でしか味わえない料理や雰囲気がある、高崎市に愛されている、インターネット上の情報が少ないといった6点を判断基準としています。公平性を保つため、委託業者である大手広告代理店、株式会社博報堂内の絶メシ調査隊というプロのグルメライターグループが調査・選定・掲載を行う仕組みを構築しており、たとえ市長の依頼があったとしても断るという形式が取られています。

PR方法としては、ユーチューブをはじめ、県内のテレビ、映画館、駅前の電子掲示板でCMを放送しており、そのおかげで民放全局で特集されるなどかなりの反響があり、初年度は4,800万円の予算化をしたそうですが、経済効果としては広告費換算で14億円を超えたそうです。

埼玉県深谷市では、ネギを活用した「ねぎらい活動」を深谷ネギの認知度向上と消費拡大、魅力向上の目的として、深谷ネギが旬を迎える11月にねぎらいの「ねぎ」にかけて、勤労感謝の日、11月23日に大切な人へネギを送り、ねぎらう習慣として、深谷ネギのプロモーションの取組「深谷ねぎらいの日」を平成30年から開始しました。

深谷ねぎらいの日は11月23日のみですが、ネギの旬である11月から2月までをねぎらい関連

として活動をしています。

深谷市では、プロモーション推進における市内推進組織として、深谷市シティプロモーション情報戦略会議を続けていますが、平成30年の会議において、代表的な農産物である深谷ネギを使ったプロモーションの提案があり、映画ロケなどで訪れた土屋太鳳さんなど、俳優などに撮影のねぎらいと深谷ネギのプロモーションとして、ねぎ束を贈っており、これを発展させた取組として実施した経緯があります。

また、市外へのPRの取組として、都内の有楽町及び各種イベントでねぎ束の無料配布を行っています。平成30年からは令和2年度までの3年間については、メディアプロモーションに力を入れており、都内で芸能人の親子による「ねぎらいの日」の記者発表を行いました。

日本各地のネギ産地が集まる全国ねぎサミットで深谷市長がサミットを宣言したり、「ねぎらいの日」を正式な記念日として日本記念日協会への登録をしました。

市内へのPRとしては、市内協力店を募り、ねぎらいの日にねぎ束販売、ネギ料理提供などを行うほか、市内全19小学校へ赴き、出前ねぎ束制作授業を行いました。平成30年には関根勤親子、令和元年度にはアニマル浜口・京子親子、令和2年度は高橋英樹・真麻さん親子に出演してもらい、年間1,800円の予算を要しましたが、都内でねぎらいの日や記者発表を行い、深谷市のねぎらいの日PRの活動を行ってメディアに取り上げてもらい、ねぎらいの日を広く周知することができたそうです。

そこで、現役女子高生がまちづくりと市のPRに貢献しているJK課のような取組、絶メシリストの絶やしてしまうには惜し過ぎる絶品グルメを紹介する取組、地元特産ネギを活用したねぎらい活動の取組の導入について考えられないかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

御提案いただいた取組のうち、深谷市は市の特産品であるネギに注目し、地域の特性を生かした取組であり、高崎市や鯖江市は、民間や若者、女性の視点を企画に生かし、行政らしさをあえて消したユニークな取組だと考えております。

本市としても、シティプロモーションの取組については、御提案いただいた自治体の視点を踏まえ、ターゲットに対して適切かつ分かりやすい方法、表現で発信することが必要であると考えております。以上です。

#### ○17番（高松幸雄君）

すみません、時間がありませんので、最後に市長の考えをお聞かせください。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、シティプロモーションについて私から御答弁をさせていただきます。

事例を議員がおっしゃられましたけれども、非常に参考になる事例だと思いますが、もう少しゆっくり紹介されるとよかったのではないかなというふうに思っております。

シティプロモーションにつきましては、各自治体で今、工夫を凝らして様々な戦略を練って発信をしておりますが、やはり今後、各自治体がまちをいかに活性化するのかという意味では

非常に重要だというふうに思っております。

御紹介いただいた部分につきましては、やはりほかの自治体と横並びではなく、一歩前に行ったようなシティプロモーションをされている自治体だというふうに思っております。一方で、シティプロモーションの内容につきましては、一歩間違えば非常に批判が多いこともあるということで、リスクを伴っているというふうにも思っております。しかしながら、それが後に受け入れられて爆発的にいい評価を得ているということも事実でございます。

本市におきましても、シティプロモーションに今後重要性を置いて、今年度からシティプロモーション課を設立させていただきました。行政の殻を打ち破るようなチャレンジ精神を持ったシティプロモーションを今後心がけていかなければならないというふうに思っております。

ぜひ、皆様方におかれましては、シティプロモーションに対しまして温かい目で御支援、御協力いただけると非常にありがたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○ 17 番（高松幸雄君）

早口になって申し訳ございません。本当はゆっくりしゃべりたかったんですけど、時間がありませんでしたので。市長、前向きな答弁ありがとうございます。

では、あと残りで私の考えを述べさせていただきたいと思います。

愛西市と学校法人の平山学園清林館高等学校は、官学連携によって地域課題の解決に向けて取り組む愛西市活性化プロジェクトを実施しています。

本市は、市の行政運営に関わる各種課題に対して、生徒が解決に向けた取組を提案することで、地域との協働を推進したいという清林館高等学校からの提案・趣旨に賛同し、官学が連携して各種課題の解決に取り組んでおり、このような取組に私も賛同をいたしております。

これからは、さらに一歩踏み込んで、清林館高等学校と愛西市議会との意見交換会、公聴会ですね。今までできていなかったんですけども、などを実施できればいいなというふうに個人的に感じました。

また、今プロフィギュアスケーターでありタレントである村上佳菜子さんという方がいらっしゃるんですけども、食事の中で一番好きなのはレンコンだというふうに宣言をしておりました。それで、番組の中で愛西市の道の駅のことを紹介していきまして、愛西市の道の駅ではレンコン尽くし、レンコンソフトクリームやレンコンのお総菜がお勧めというふうに言っておりました。ぜひ、村上佳菜子さん、観光大使として迎えることはいかながなものでございましょうかという提案をさせていただきまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時25分といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位 2 番の 7 番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

### ○7 番（吉川三津子君）

大きく、今日は 2 つについて質問をさせていただきます。

1 つ目は、空き家の問題です。

まちづくりや福祉にも関わる課題となっていてきておりまして、大家さんの貸し渋りに遭っている、そんな高齢者も増えてきている、住宅確保要配慮者のことも含めて、今日は質問をさせていただきたいと思います。

2 つ目は、学校統廃合の問題においては、地域説明会で説明された学校の開校日の見込みから、今現在かなり遅れてきていることを知らない保護者が多く、我が子の教育方針を決められないという声をいただいているので、その声を基に質問をさせていただきます。

最初に、空き家問題です。

2 年前の 12 月議会で委員会視察にみんなと伊賀市に行きました。その事例を基に、空き家の現状把握と行政関与の売却や賃貸仲介の施策の提案を 2 年前にしたわけです。そして、さきの 6 月議会では、人口激減地域に県から指定された立田・八開地区を事例に、高齢者のみの世帯などの空き家予備軍と、この空き家予備軍という言葉もなかなか最近知名度を得てきておりまして、いろんな自治体の計画の中にもこの空き家予備軍という言葉が使われるようになってきております。そういった空き家にならないための施策の提案を 6 月議会ではさせていただきました。

空き家というのは、倒壊などの安全問題のほかに、ネズミや寄生虫、害虫、野生動物のすみか、不法侵入、そして子供たちが連れ込まれたらという犯罪の問題、景観への悪影響など、こうしたところに誰もが引っ越してきたくないなと思ってしまうのが空き家の問題ではないかと思っています。

つまり、空き家問題は個人の財産だけでなく、人口問題、まちづくり、福祉にも関与する市全体の重要な問題だと私は捉えております。

私が空き家問題に関心を持つきっかけは、ここ数年、国交省、厚労省、法務省、こども家庭庁、内閣府等から、直接国の方針を聞く機会に恵まれ、国は住まいは福祉の基本という考えの下、時には省庁連携で施策を進めていることを知ったからであります。

画面のほうを御覧いただきたいと思います。

法改正もかなりの勢いで進んでいます。朽ち果てた空き家を扱う空き家特措法の改正では、解決のための市の権限がもう莫大に拡大されました。相談窓口である空き家管理支援法人の指定、持ち主が分からない場合の管財人の選任請求権、危険空き家になる前の管理不全空き家の指定、これらの権限を市が持っております。改正で持つようになりました。

そして、さらに今までは家が建っていれば固定資産税が軽減された、そんな特例もあったわけですが、除外して課税をする、そんな権限も市が持ちます。また、郵便局の転送先とか、そ

んなデータも使って持ち主を見つけることもできるようになり、市は空き家対策のためのツールをたくさん今持っています。これらの権限を使って解決すべきだと私は考えております。

こちらの図は、空き家特措法以外の住宅関係の法改正であります。国交省と厚労省はセーフティネット法と生活困窮者支援法を改正し、法務省やこども家庭庁等とも一緒になって、住宅の確保が難しい、そんな方々の支援の準備をしています。

先月、県下全市町村を集めた説明会が名古屋の国際会議場であり、愛西市も参加されたと思いますが、市の福祉部局と住宅部局が連携して取り組むべき施策について、国交省と厚労省から直接説明がありました。

単身高齢者が増えており、施設入所時の売却、賃貸を推進して空き家予防をすること。これは、高齢者にとっても老後の資金を得るために大変よい方法なんです。そういったことや単身高齢者へ貸したところで亡くなってしまったりとか、事故物件になるんじゃないかということで単身高齢者への大家さんの貸し渋りの問題など、全国的に今後増加するというデータが示されて、居住サポート住宅の指定や協議会の設定の準備を市にしてくださいという説明があり、また1月に詳しい方針が示され、来年の10月1日に施行がされていきます。

これは本当に福祉の問題であり、住宅の問題であり、そして空き家の問題であると私は思っています。

ほかにも、不動産の登記の改正では、相続財産の登記の義務、登記をせずに過ぎていってしまっただけで誰のものか分からない、この固定資産税の責任者は誰なのかが分からないということもありましたので、そういった方たちについては3年以内に相続登記をしなければならない、そんな法律も始まってまいります。

また、先ほど高松議員から、社会福祉法の中で重層支援のお話が出てまいりました。内容については、今、高松議員のほうから説明がありましたので省きますが、私、ちょっと今、動揺しているんですね。愛西市で進んでいるということですが、高松議員への答弁の中で、委託で行うという答弁がありました。

私は先日、厚労省の担当者による研修会に参加したばかりで、委託は望ましくないという説明を受けたばかりです。この重層支援について分かっているのが自治体の約1割しかいない、この重層支援の本来の役割を分かっている自治体が多いということで指摘を受けたばかりです。なので、もう一度もう一度勉強し直して考えていただきたいなというふうに思っております。

これだけ多くの法改正をして、国は住まいの問題を進めてきています。しかし、愛西市には住宅課というのがなくて、愛西市の事務分掌規則にも住宅に関する仕事をする部署がどこにも載っていないんです。ですから、この間もう五、六年前から、この空き家の問題、住宅の問題は国や県から通知文が来ていたはずですが、取組もされずに遅れてしまっているのではないかと私は思っています。

そこでお伺いをいたします。

6月議会で私は、空き家対策室といったような、そんな空き家問題に取り組む部署をつくるべきではないかと質問し、市長は大きな今後の課題だ、内部でしっかりプロジェクトチームを

立ち上げるとか、今後検討していきたいと答弁をされました。その後の体制づくりはどうなったのか、お伺いをしたいと思います。

次に、学校の統廃合の問題でございます。

ちょっと図をつくりました。これは、教育委員会から出た資料を基に、そしていろんな自治体のデータでどれぐらいの年数で完成に至っているのか、それを調べてグラフにしたものであります。

立田地域の令和5年2月の保護者説明会では、早くて令和8年に統合するという説明があったと保護者の方々から聞いております。しかし、佐屋小学校の工事が優先で、次に立田中と佐屋中、八開中と佐織中が統合して、その後、立田中の生徒が移動してから立田南部・北部の統廃合の工事となっているので、立田の小学校が立田に統合されるのはいつなのよ、あんな壊れそうな校舎でもう10年も待つのか、そんな声が保護者の方から最近ばんばんと来ています。あの老朽化は、本当に異常な老朽化です。後で写真を見せますがね。

佐屋小の見通しが分からなければ、保護者の方たちも今後いつ頃に建設がされるのか全く分からなくて、今混乱状態なんです。子供たちを塾に行かせて中高一貫校に行かせたらいいのか、自分の子供の教育方針が見えてこない、そんな状況だと思っています。

青いのが教育委員会の示した図です、説明会で、佐屋小の。その後、いろいろ調べたら、大体基本構想をして設計して建てるとなると5年から5年半、平均、全国調べたらほぼそれぐらいかかるんですよ。そうなるといつになっちゃうのと。大体3年、令和9年から佐屋小をスタートさせたいというお話で説明会がされていたものが、今3年遅れて令和12年ぐらいになっちゃうのかなと私は予測しています。これは予測できることです。全国のデータを見れば、大体これぐらいになるなということは予測ができるはずですよ。

この予測、私の予測は大きく外れているのか、答弁いただきたい。そして、市の佐屋小の完成はいつ頃になるのか、どう見込んでいるのか、見込めないわけがない。その点について、御答弁をいただきたいと思います。

最初の質問は以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目1点目、空き家対策の取組について御答弁いたしたいと思います。

空き家対策の現在の体制づくりということでございますが、本市では、平成28年度より空き家等対策に関する庁内の横断的な組織であります愛西市空家等対策庁内調整会議と、その下部組織である作業部会を立ち上げ、担当部署ごとに役割分担をいたしまして、空き家対策に取り組むとともに、空き家の発生予防や利活用の促進に向けた施策について、継続的に検討のほうを実施しております。

現在、令和7年度末の第2期愛西市空家等対策計画の策定に向けまして、関係各課より空き家等対策の推進に関する特別措置法、空き家特措法の改正に伴う特定空き家化を未然に防止いたします施策として、管理不全空き家への対応策に関する意見徴収のほか、空き家を未然に防止する施策について各課の役割を整理しているところでございます。



今後におきましては、プロジェクトチームの役割を担っている愛西市空家等対策庁内調整会議とその下部組織である作業部会について、空き家問題を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、適宜、空き家対策を協議するために必要なメンバーの拡充を図りつつ、空き家対策を推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目２点目、学校統廃合のスケジュールはに係る佐屋小学校校舎等の完成スケジュールについて御答弁させていただきます。

佐屋小学校老朽化対策を目的とした佐屋小学校準備委員会は、９月18日に第１回、11月７日に第２回を開催し、令和６年度中に計３回予定しております。また、準備委員会委員10人を対象に、10月８日、令和５年に新校舎が竣工されました小牧市立小牧南小学校を、10月10日に佐屋小学校をそれぞれ視察した上で、10月17日に検討部会の地域課題部会、10月21日に施設・通学路部会を開催し、学校に必要な施設や機能について検討いただきました。

佐屋小学校の老朽化対策を進めるため、令和６年１月から健全度調査を進めてまいりました。老朽化対策を実施するに当たり、文部科学省が所管する交付金の活用を第一に検討していることから、健全度調査の結果も含め、愛知県教育委員会による耐力度調査の内容聴取を受けました。

愛知県教育委員会から、11月12日付、公立学校施設整備費国庫負担事業等に係る耐力度調査の内容聴取の結果についてにおきまして、校舎と体育館の耐力度が改築の場合にも国費、学校施設環境改善交付金の対象となる旨、通知が届いたところでございます。通知結果に基づきまして、準備委員会の協議内容を踏まえて、老朽化対策の方向性を令和６年度内に判断したいと考えます。

小牧市立小牧南小学校の事例から、基本構想、基本設計、実施設計業務期間は、議員がおっしゃいましたとおり、最短でも２年程度、工事に３年程度、見込まなければなりません。

なお、改築もしくは大規模改修を経て、学校適正化を実施した事例からも、スケジュールの詳細につきましては、今後見込まれる総事業費に係る財源の確保や業務量への対応などについても併せて考慮していく必要があるため、現時点においては詳細なスケジュールを示すことは控えさせていただきます。以上でございます。

#### ○７番（吉川三津子君）

それでは、最初に学校のほうからお伺いをしたいと思います。

私の予想はそれほどずれていないということですが、これを示さないと、もう説明会、回覧板が回っているんですが、回覧板ってすぐに回さないと叱られるんです。日にちを書いて、１時間でも早く回すのが回覧板で、じっくり読む時間もないのが現状かと思います。それから、自治会に入っていらない方もいらっしやいます。

そういった部分で、やはりきちんといつ頃、最短でこれぐらいだと。でも、こういった事情が発生した場合は遅れる場合がありますと条件をしっかりと付して知らせるべきではないかと思うんですね。

これが、私が大体の予測をした表なんです。佐屋小をやると。それで、佐屋小をやって、ある程度設計等が落ち着いて、工事に入った頃に佐屋中と佐織西の工事をするんだというところだとすると、これが大体令和13年ぐらいの開校かなと。その後、今の計画だと立田の中学生が佐屋のほうに移動してから、立田の小学校を工事するとなると、それまでに設計は終わっていますよ。出ていった後にすぐ工事にかかりますとなると、令和16年になるんですよ。それまで私、学校がもつんですかということをしごく思うんですね。

これが、学校の築年数ですよ。今で南部が63年、北部が61年。10年たったら70年越しちゃうわけですね。

そういった中で、もう一度聞きたいのは、信頼関係をつくるにはいつ頃か言いませんなんて言っていたら、それはますます今度は信頼関係をなくす。こういう条件下ではいつ頃になりますというのをやはり示していくのが信頼関係をつくるのではないかと思います、その点ちょっと御答弁いただきたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

平成26年5月から取り組んでまいりました愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策につきましては、様々な地域の皆様の御意見をいただいた上で、令和6年3月26日に臨時教育委員会を開催して、第1期基本計画を策定し、公表したところでございます。

第1期基本計画の進捗管理につきましては、毎月開催する教育委員会のほか、総合教育会議においても進捗状況を報告することとしております。

条件につきましては、先ほども申し上げましたが、基本構想にはより慎重に取り組まなければならない、地域の皆様の意見を反映したものにならないといけないという考えの下、取り組んでいるところであります。また、財源の確保並びに業務量への対応も考慮しなければなりませんので、現時点においては具体的なスケジュールについては差し控えさせていただきます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

教育長、やっぱり信頼関係ってすごく重要だと思うんですよ。お金のこととか、いろんな条件で変更があるということは、それも保護者の方が理解できるような人間関係をつくりながら進めていかないと、またまたトラブルが起きてくると思います。このまま、令和8年頃に立田中学校を統廃合すると思い込んでいて、塾にばばっと行かせた人、いるんですよ。そういった自分の子供を先の見えないような状況で子育てをさせていいのかということに対して、教育長、御意見いただきたいと思います。

#### ○教育長（河野正輝君）

私自身、議員から御指摘いただいたことを自分なりに常に考えているところでございます。

現在は、教育部長が申し上げたとおり、計画を策定した初年度でございまして、その計画に沿って粛々と進めさせていただいておるところでございます。

準備委員会等でも、いろんな御意見をいただいておりますので、十二分に意見をまず聞くということを最優先に、できる限り市民の方の意向に沿うような形を整えていきたいと思っています。

けれども、しかしながら、部長が申し上げたとおりいろいろな課題がある、ハードルが高い部分があるということをまた議員のほうも御理解いただいてということをお願いします。

#### ○7番（吉川三津子君）

そのハードルがある程度低くなったときには、必ずやはり早め早めに情報を出していかないと保護者の方たちが混乱しますので、ぜひそれはお願いをしたいと思います。

それから、老朽化の問題ですが、立田南部の今老朽化で雨漏りがするとか、防犯の報知機が壊れているとか、門がさびさびで動かないとかね。いろんなものが、トイレの雨漏りとか、平行棒がさびさびで基礎が浮いているとか、そんなのがいっぱい出てきてね。

これは校舎ですよ。表面の塗料がぼろぼろですよ。これをまだ10年間。立田の南部・北部は耐久度というか、強度の検査は立田中学に統廃合をするから、この学校だけは検査していないんですよ。この先、どうやってこれを維持するのか、私はとっても疑問に感じています、現場を見ると。さびさびのもので、誰があんな学校に行きたいと思うんですか。

そうであるならば、私は統廃合に積極的な賛成者ではないですが、中学生がいても、そこで学校を新たに建築するという方法もできるわけじゃないですか。やはり、子供の教育環境を守るというところで、これは10年もちませんよ。学校の教室の中までは見ていませんが、学校の教室の中がどうなっているんだということも、とても私は疑問に思っております。

ぜひ早く、立田の小学校だけ先行するような、そんな話というのは今まで出てこなかったのか。中学生がいても、その工事を先行するという話は出てこなかったのか、その点について教えていただきたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

立田南部小学校並びに立田北部小学校におきまして、老朽化が進んでいることについては教育委員会としても承知しているところでございます。

安全・安心な教育環境を整えるために、老朽化対策につきましては従前から取り組ませていただいております。令和6年度におきましても、立田南部小学校で荷物昇降機修繕、立田北部小学校で給食トラックヤード、浄化槽、銅板、消火設備など、合わせて142万6,000円の修繕を実施させていただいたところでございます。

今後におきましても、学校施設設備に係る保守業者や学校との協議の結果に基づきまして、教育委員会として総合的に勘案した上で、老朽化対策には取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

私の質問に答えてほしくて。先行して、中学校を中学生がいても先に工事するというような議論はされなかったのかということをお聞きしていました。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

現在、教育委員会といたしましては、第1期基本計画の施策に基づきまして事業を進めているところでございますので、今現時点において議員のおっしゃられてみえる事業の取組については考えていないところでございます。以上でございます。

## ○7番（吉川三津子君）

ぜひ、学校の老朽状況をしっかり見て、素人が見ても分からないような状況かと思いますが。もうさびさびですよ、いろんなものがね。そういったところを見て、計画の見直しをぜひお願いしたいと思います。

それから次に、空き家対策のほうに移ります。

空家等検討対策計画というのが平成31年にできました。これによって、どのような成果があったのか、1点教えていただきたいことと、それから今までも税務課関係で固定資産税が徴収できていない、そんな事例で、持ち主が亡くなっちゃって相続人が不明の物件はどれぐらいあるのか、相続放棄されてしまった物件はどれぐらいあるのか。ちょっと、併せて2つ、お聞きしたいと思います。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、達成できたことということで御答弁させていただきます。

空家等対策計画に基づき実施された具体的な施策の中で、1つ目として危険な空き家への対処というのがございます。

空き家特措法による特定空き家に認定された住宅につきまして、相続人に対して継続的に改善依頼や助言・指導を行った結果、民間事業者へ売却され、令和4年度に危険な空き家である特定空き家を1件解消することができております。

2つ目で、空き家の適正管理の推進でございます。

地域住民の生活環境の保全、安全で安心な暮らしの実現を図るために、令和元年度に危険空き家除却費補助金制度を創設し、現在までに危険な空き家を8件解消することができました。

3つ目として、管理不全な空き家の解消でございます。

所有者への自主改善を促すことができない相続人不存在の管理不全な空き家につきまして、その資産性や周辺への悪影響を考慮した上で、市が家庭裁判所へ管理人の申立てを行い、結果、民間事業者へ売却され、管理不全な空き家を1件解消することができております。

続きまして、固定資産が課税できていないようなものについてということで御答弁いたします。

所有者が死亡しており、相続人が不存在または相続を放棄しているため固定資産税が賦課されていない家屋の棟数でございますが、35棟あり、そのうち相続人不存在の家屋棟数は5棟、相続放棄された家屋棟数につきましては30棟ということでございます。以上でございます。

## ○7番（吉川三津子君）

努力をされたということは重々承知をしておりますが、この税務課の固定資産税の関係ですね。これが成果として上がっていないということは、長年これが積み残されている課題なんだということも、成果として上がっていないということは、何ら税務課の関係のほうの解決ができなかったんだということも理解ができました。

件数的に10件だよというお話があったんですが、これを評価としてよくやったと言えるのか、少ないねと言えるのか、これは分母って分かりますか。これはやっぱり通報があった件数を捉

えてやったのか、全体の戸数が分かっていてやったのかによって、評価が違ってくると思うんですね。これはどうなのでしょう。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

全体の分母ということでございますが、今、約50ということで把握をしております。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

まだ、40残っているということで本当に大変な仕事だと思います。1件ずつこなしていく、でもそれがとても大切な仕事だと思っています。

それから、あと固定資産税の関係は、これだけでなく、所有者が死亡して、親族が登記をせずに住み続けていて、もう長年、代々誰のものか分からないようなところに住んでいらっしゃる方も、私は空き家調査の中で出会いました。だから、この税金、固定資産税の陰には、まだまだ複雑な問題が絡んでいるなということを感じておりますので、やはりこの税務の関係のところもぜひ頑張ってください必要があるなというふうに思っております。

御本人がどうしていいのかわかんないんですよ。相談先がないんですよ。解決方法が見えないんです。そこをきちんと部署をつくってやっていただかないと解決はしないなというふうに思っています。

私、空き家の問題をやるに当たって、皆さん、水道メーターを使って、空き家の件数とか何とか調べていらっしゃるじゃないですか。地図に落とすというのはとても大事なので、それはそれで評価をいたしますが、国の統計局のほうできちんと数字が5年ごとに空き家の数が出るんですよ。その中で、愛西市の空家等対策計画のときには、2019年に620件って計画に載っているんです。でも、国の統計では2018年に2,320件なんですよ。この差は一体何なんだということをお大変疑問に思って調べ方を見たら、回って聞いたりとかして計画ができていますけれども、国のほうも回って、しっかりとした調査をされているんですね。そういったところをデータで数値的に、この水道メーターを使ったときにどれぐらい莫大な数字が出てくるんだろう、これを一体どうするんだろうということをととても思っているわけです。

この数字が出てきたときの対策については、コンサルに丸投げではなくて、しっかりとともに協議というか、計画をつくってほしいなというふうに思っています。

あと、高齢者の関係です。

ずっと私が空き家予備軍と呼んでいるところですが、松本市なんかは65歳以上の単身世帯を全て空き家予備軍とするということの定義をしています。

愛西市は、これは高齢福祉課の計画の中から拾ってきたんですが、2,220人、高齢者の独り暮らしがいます。それで、持家率。愛西市の持家率、県下でトップなんですよ。木造が多い、県下でトップなんですよ。ちょっと壊れやすい持家がたくさんあるというのが、この愛西市の特徴かなと思います。

これは、65歳以上の単身世帯2,220世帯に持家率を掛けると1,940世帯が空き家予備軍です。さらに、その予備予備軍というか、準予備軍というか、高齢者だけの65歳の世帯というのが

3,054世帯。そこに持家率を掛けると、2,669世帯になるんです。予備軍が1,940、準予備軍が2,669世帯。これが今の愛西市の現状ですね。

だから、これから水道メーターとか何かの国のデータが出ているので、二千何世帯が空き家であるということは分かっているんですけども、そこに予備軍、準予備軍を足すと約5,000世帯の空き家対策、空き家のことをケアしていかなければいけない世帯が存在するということです。

これを今、都市計画課のほかの仕事をしてながら空き家対策を頑張ってもらっていますよ。していただくような、そんな数字じゃないということなんです。

私も、今回質問する前にいろんな自治体、予備軍のことまでやっている自治体にお電話しました。もう、とても大変なんですよということの愚痴をこぼされるような、そんな電話だったんですよ。それは片手間にできるような問題ではない。お年を召されると判断力も鈍る。そこで売買の方法、相談にも乗って、親族にも相談して、そんな仕組みをつくっていかないと、この空き家問題は解決しない。

この間、協議会にも参加させていただいて、高齢福祉課のほうが早めに、空き家にならないようにということを啓発するとおっしゃいました。そんなレベルの問題じゃなくて、そのときにはもう物事を考えることも面倒になってきているんですよ。

私も、いろんな方の住まいのお世話をさせていただいているんですけども、もうこんなの考えるの面倒くさいで適当にやっておいてと言われちゃう。その前に、もっと早くこの課題を知らせて、そのときになったら適切なところに伝わるような、そんな仕組みをつくっていかねばいけないと私は思っています。

本当に、空き家だからといって軽く考えないでほしい。5,000世帯というのは、今の世帯数の4割から5割ぐらいにならないですか。4割から5割が空き家になるイメージを持ってほしい、それも木造が。それをいかに阻止するかというのは、これからの人口問題。愛西市に来たくないですよ、空き家だらけだったら。草ぼうぼうで屋根が落ちそうで。

そういったところで、まちづくりにとって、この空き家問題がいかに大切なのかというのをしっかりと認識をしていただきたいなというふうに思っています。ちょっと私の一方的なお話になってしまっていますが、ぜひ考えていただきたい。

それから、この間、協議会とかにも傍聴に伺ったんですけど、第2期の空家等対策計画に向けて、この空き家予備軍の施策を本当にちゃんと盛り込んでいくつもりなのか。盛り込まなければ、絶対に私は解決しないと思っているんですけども、盛り込むならば、どういった施策を盛り込んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今後、策定いたします空き家の計画について、どんなことを盛り込んでいくかということでございます。

先ほど、議員のほうからも御紹介いただきました空き家予備軍というところでございますが、こちらは確かに、近い将来、空き家となる可能性が高い高齢者の方が住まわってみえるお宅と

いうことでございますが、今後この空き家化を未然に防止するためには、やはり相続が発生する前段階での施策というのが大切になってくると思います。

こちらは、高齢者に対して、所有する持家の将来の姿について関心を持っていただく。あとは、空き家となった場合にどのような適正な管理、利活用、除却ができるかについて意識の醸成のほうを図っていただくということが重要だというふうに考えておりますので、こちらについて、またプロジェクトチームの役割を担っております庁内調整会議、あと作業部会のほうにおいて、こちらのほうについてどのような形で啓発をしていけるか、空き家を未然に防げるかということについて検討を進めていきたいというふうに思います。以上です。

#### ○ 7 番（吉川三津子君）

啓発というのもとても大切で、できれば60代ぐらいから啓発をしないといけないと思うんですよ。70代、80代になったら情報も少なくて考える力もない。そういったところで、こういった仕組みで解決するんだという仕組みづくりのところまでしっかりとお願いをしたいなと思います。

それから、協議会のほうを聞いていて思ったことは、個人情報だからという、それを盾にして、やらない工夫をしているんじゃないのというぐらいに個人情報のことのお話をしていってしましました。

先進地のほうに確認をしました。ちゃんと、やはり高齢福祉課とか税務課からデータ共有されているんですよ。ある市では、国交省から積極的にデータ共有しろと空き家問題では言われている、通知文が出ているんだからいいんだよということも言われました。

先ほど、統計局のお話をしました。あそこの中には、家を置いておいて施設に入った人、それも空き家なんですよ。つまり、高齢福祉課からは、家をそのままにして施設に入った人の情報は出すことができるんですよ。

固定資産税についても、かなり幅広く通知文が来ていますので、もう一度見直して、しっかりと情報が取れるように。それを外に出すときには慎重にならなければいけませんが、内部できちんと空き家防止に使う部分については大丈夫なんだという、そんな市町の声もいただいておりますので、ぜひそこは後ろ向きにならず、情報共有をしていただいて、空き家対策に取り組んでいただきたいと思います。

最後に私、本当にこのまちづくり、空き家だらけのまちにしたらば、ますます人口が減る、そういった部分で、この空き家問題は高齢者の福祉でもあって、子育て中のDVの方たちも家を探しているんです。うまく活用して、そこを利用できる。

先ほど、居住サポート住宅と言いました。愛西市には、市営住宅がないんですよ。困っている人が住める、そういった住宅を改修するのに国から補助金があるんですよ。これから1月ぐらいに、いろんなメニューが出てくると思います。そういったものをうまく使って、困っている人の住宅確保、市営住宅がないんだから。そういったところとプラスアルファ、空き家対策をしていくというところで、やっぱり1つ、きちんとそれに特化した部署をつくる必要があるのではないかなというふうに思っています。

これはどこが答弁されるのか、私は分かりませんが、これだけの仕事をほかの仕事をやりながらできる仕事ではない。ぜひ、空き家プラス住宅の専門部署としてですね。空き家だけじゃないですよ。住宅もこれからセーフティネット法とか生活困窮者支援法の中で動いていきますので、そういったものに特化した部署、きちんとしたチームをつくっていただきたいと思いますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

空き家対策を進めていく上で、担当部署だけで対応できない課題も少なくないというふうに思っております。それぞれの専門的な知識を有する会議の構成員となっております各課が連携して、総合的な対策を実施する体制を現在取っております。

よって、そのため本市としましては、空き家対策に対する専門部署を設ける予定はございません。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から若干答弁させていただきます。

愛西市の現状といたしましては、議員も御承知のとおり、市街化がもう5%しかない、ほとんどが市街化調整区域。そこに皆さんの居住地、住宅が建っている。そこが徐々に、次の方が住まわれない方が増えてきている。

じゃあ、我々として、どういったハードルがあるか。一番は、やっぱり調整区域で、その空き家を活用しようと考えますとかなりの規制が厳しいということもございます。市といたしまして、そういうこともございますので、前回もそうですが、プロジェクトチームもそうですが、組織としてどのように今後取り組んでいくのか、真剣に今も考えていますけれども、県の今の人口減少問題の会議にも出席をさせていただいておりますので、そこにもしっかり愛西市の実情を訴えかけて、市と県、そして国が同じような考えの立ち位置に立ってやっていたくことが必要だとも思っております。組織につきましては、柔軟に今後考えていく必要があると私は思っております。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

市街化調整区域であるということは重々分かっています。でも、50戸連担というものがもう崩れつつあるんですよ。もう集落がなくなりつつある。そういったところがいろいろあります。早めに手を打たなければいけないという問題でもあると思いますので、ぜひ市長のほうから前向きに今後考えていくということでありましたので、ぜひまちづくり、人口問題の一つとして捉えていただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開



○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位 3 番の 1 番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵紀明議員。

○1 番（馬淵紀明君）

議長のお許しを得たので、一般質問を始めます。

今回は、3 項目について質問いたします。

大項目の 1 件目、自転車活用の推進について。

委員会視察で、10月に茨城県の土浦市、それとかすみがうら市へ行ってきました。自転車の取組、活用をして地域の活性化を図っているわけですが、非常に参考になるところも多く、今後の活動、またこの議会で訴えていって市の発展につなげていければなと思っていますし、そういう思いも込めて今回質問させていただきます。

まず 1 点目に、自転車活用推進計画についてです。

この件については何度も質問してきましたが、令和 4 年の 12 月議会では、県や近隣市町村と連携しつつ、しっかりと検討していきたいという答弁がありましたが、そこで現在の検討状況をお伺いいたします。

2 点目、サイクリングコースについてです。

この件についても、議会の答弁では、愛西市かわまちづくり計画の中で検討していきたいという答弁がありましたが、現在の状況をお伺いいたします。

大きい項目の 2 点目になります。

市民の移動手段の確保をということであります。

まず、高齢者の移動支援についてですね。

今、モニターに出してありますけれども、これは第 9 期介護保険事業計画策定時のアンケート調査です。その調査のところで、今後地域で暮らしていくために必要なサービスというところですね。やはり、一番多いのが移送サービス、35.4%ですね。それから、見守り、声かけ、外出同行、通院、買物ですね。それから、買物。これは、宅配は含まないんですけれども、こういう順番で、多い順はこういうふうで、それぞれ令和元年と比較しても高い割合になっているところですよ。

私も市民の方から、この移動手段については毎年のように不安の声をお聞きしています。高齢になっても、障害があっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買物などに伴う移動・外出は欠かせませんが、他の自治体では様々な関係者の参画により、地域の公共交通が支えられ、成功している事例も数多く見受けられます。

そこで、市当局は、この高齢者移動支援について、他の自治体の視察を含め、また調査・研究はどのような状況か、お伺いします。

次に、地域公共交通の活性化について。

令和 2 年 11 月の改正地域公共交通活性化再生法の施行により、地方公共団体による地域公共

交通計画の作成が努力義務化され、原則として全ての地方公共団体が協議会方式等で地域公共交通計画を作成することとなっております。

次に、モニターなんですが、これは愛知県の地域公共交通計画である2024年3月末時点での表なんですが、ここに載っているように、愛知県内の市町村の計画ですね。地域公共交通計画のほうは、34市町村がもう策定済みと進んでいる中、愛西市はまだ策定されていません。

もう一つ、この会議の設置。地域公共交通会議も未設置ですが、これもちょっと上のほうですけれども、愛知県の目標として2026年度末には54市町村、全市町村に設置目標となっているわけですけれども、このような地域公共交通会議や地域交通協議会という組織をつくり、地域の実情に応じたよりよい地域公共交通、移動手段確保に取り組んでいくことも必要になってくるのではないかと考えますが、この地域公共交通会議、地域交通協議会の設置について、市の考えをお伺いします。

大きい項目、3件目、大規模災害への備えについてです。

9月21日、石川県能登地方を襲った記録的豪雨は、私たちにも二次災害の恐ろしい現実を突きつけました。今回の豪雨では、能登半島地震の被災者向けに県などが建設を進めてきた仮設住宅が浸水しました。大きな地震の後、その復旧が進まない段階で水害に見舞われるというケースは、どこでも起こり得ると考えていくべきで、地震のみ、豪雨のみではないという意識を持つことが大切です。

そこで、愛西市の仮設住宅用予定地についてお伺いしますが、応急仮設住宅建設予定地は、災害に対する安全性、洪水、高潮の危険性に十分配慮されているのか、お伺いいたします。

次に、在宅・車中泊避難について。

近年の災害における避難生活は、避難所に避難しなかった方、いわゆる在宅避難や車中泊避難といった避難所外避難をした方も多くおり、実際に支援の手が届かず、健康状態が悪化し、ひいては命を落とす方も少なくはありません。

様々な事情で避難の在り方は多様化しているため、被災者への支援の考え方を場所の支援から人の支援にシフトし、避難場所にかかわらず、必要な人に必要な支援が届くような在り方を考える必要があります。

今年6月に内閣府から、在宅・車中泊避難者等の支援の手引が発出されていますが、避難所で求められる支援と同水準・同程度の支援をいかにして在宅・車中泊を含む避難所外避難者に届けるか。そのオペレーションは簡単ではなく、通常の避難所運営よりも高度な民間支援団体を含めた関係機関との連携と体制づくりが求められると考えます。

そこで、在宅や車中泊避難者への支援に関する課題を市としてどう認識しているのか、お伺いします。

次に、災害時情報伝達について。

この件についても、今までの議会で何度も質問させていただきました。新たな情報手段の考え方とか市の見解をお聞きしてきましたが、答弁としては、既存の情報手段で市民に周知していきたいという答弁が繰り返しありましたけれども、やはり周知というのは非常に重要だと思

います。広報に載せましたよとか、SNSで発信していますよというのはいいんですけども、実際にそれが本当に伝わっているのか。そういうところも踏まえて質問していきたいと思うんですけども、この周知に対する課題は何か、お尋ねしたいと思います。

最後に、災害時のトイレ問題について。

災害が起きるたびに繰り返す避難者のトイレ問題。日頃の快適なトイレ環境は一転、断水などでトイレは使えなくなり、耐え難い生理現象に襲われます。汚物で使用不能になった便器、数人で使わざるを得ない携帯トイレ、課題を抱える仮設トイレなど、これまでも災害のたびに同じ問題が起きてきましたが、能登半島地震においてもこのトイレ問題が起きており、報道されています。

また、使用を減らすために水分や食事を控えることとなり、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化となることになります。

内閣府が策定している避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、トイレの課題に対しては、市町村における関係部局の連携による事前の取組が必要であり、本ガイドラインを参考に、災害時のトイレの確保・管理計画を作成し、その計画を実効性のあるものとするため、地域防災計画等に反映させることが求められるとされています。

そこで、愛西市は災害時のトイレに関する計画はあるのか、お伺いいたします。

以上、一括質問とさせていただきます。御答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、私からは大項目1点目の自転車活用推進計画について、御答弁のほうをいたしたいと思います。

初めに、計画の検討状況でございますが、令和6年4月に国から木曽三川下流域の構成市町に対し、自転車活用の協議会を設置したいとの申出があり、令和6年8月に木曽三川下流域自転車活用推進協議会が設立されました。

この協議会は、木曽三川下流域における河川空間、国営木曽三川公園及びその周辺を活用した自転車ネットワークの検討、またそれらに関連する施設整備、イベント等の企画、広報活動を検討する組織となり、当市をはじめ、弥富市、海津市、桑名市、木曽岬町の4市1町と国、愛知県、岐阜県、三重県が委員やオブザーバーとして参画しております。

9月26日に開催されました第1回協議会では、自転車活用の先進事例なども紹介され、見識を深めることができました。県内の策定団体が少ない、策定自治体が少ない状況であり、現時点で計画を策定する予定はございませんが、引き続き、国・県及び近隣市町と連携し、自転車の活用推進について研究していきたいというふうに考えております。

続きまして、サイクリングコースの現在の検討状況でございます。

愛西市かわまちづくり計画では、船頭平閘門やケレップ水制群など既存資源をつなげた散策・サイクリングコースを設定しております。

設定した散策・サイクリングコースの活用、魅力発信等につきましては、当市も参画している木曽三川下流域自転車活用推進協議会において、広域的なエリアの中で検討が進められてい

るところでございます。

その成果といたしまして、今年度は木曽川あっちゃこっちゃライドと称しまして、木曽三川下流域エリア内の観光スポットなどを巡り、ポイントを集めるイベントを令和6年10月5日から11月4日の1か月間で実施のほうをいたしました。

ポイントラリーの結果や実施状況につきましては、現在集計中でございますので、後日、木曽三川下流域自転車活用推進協議会で報告されることとなっております。

私からは以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私からは大項目2点目、市民の移動手段の確保の高齢者移動支援について御答弁をさせていただきます。

調査・研究の状況でございます。

今後、80歳以上の人口が増え、免許返納や心身の機能低下により、移動がますます困難になり、既存の移動手段を補完する支援の確保が大きな課題であると考えております。

移動支援に関する事業の検討においては、視察は行っていないですが、既存の事業の見直しなど、高齢者の移動支援の検討のため、他市町の状況調査・研究を行っています。

高齢者福祉タクシーですと、海部津島地域をはじめとした近隣自治体の状況を調査し、状況把握に努めています。車椅子やストレッチャーに対応した福祉車両による外出支援事業については、半田市、新城市、岩倉市、知立市など、福祉タクシー事業者を利用した際の運賃補助の形態で実施しており、助成金額、自己負担の割合等も確認しています。

本市では、他市町の状況を参考にしつつ、利用者の利便性を高め、また効率的な事業の実施となるよう研究していきたいと考えております。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、私からは、地域公共交通会議、地域交通協議会の設置の考えについて御答弁をさせていただきます。

本市は、無料で巡回バスの運行を行っており、地域公共交通会議及び地域交通協議会の設置はしておりません。

地域公共交通会議等の設置をした場合に、現在の巡回バスの運行にどのような影響が発生するのかについて、巡回バス運行検討委員会において今後検討を予定しております。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大規模災害への備えにおける仮設住宅予定地の災害に対する安全性、洪水・高潮の危険性について御答弁をさせていただきます。

本市の応急仮設住宅の建設予定地は、地域防災計画では、佐屋総合運動場と佐屋スポーツセンターとなっております。ハザードマップでは、佐屋総合運動場は木曽川水系の百年に一回程度の水防法の規定に基づく計画降雨、及び千年に一回程度の想定し得る最大規模の降雨では、周辺は浸水想定区域となっているものの、佐屋総合運動場は浸水しない設定となっております。

ただし、最大規模の高潮においては、0.5メートル以上3メートル未満の浸水が想定されております。

次に、佐屋スポーツセンターは、木曽川水系の百年に一回程度の水防法の規定に基づく計画降雨では、0.3メートル以上0.5メートル未満、千年に一回程度の想定し得る最大規模の降雨では1メートル以上3メートル未満の浸水想定区域となっており、最大規模の高潮においては3メートル以上5メートル未満の浸水想定区域となっております。

続きまして、在宅・車中泊避難者への支援に対する課題について御答弁させていただきます。

障害の方やその家族にとって、またプライバシーの問題など、避難所のハード面やほかの避難者との関係等から、避難所へ避難するのではなく、自宅や車で避難生活を送る避難者がおられます。まずは、一人一人が備蓄を行い、災害時の避難生活に備えることが重要であり、あらかじめ自宅や車で避難生活を送ることを想定されている方も含め、平時から備蓄食料やトイレ凝固剤などといった災害備蓄品を備えていただくよう、周知・啓発が必要だと考えております。その上で、支援が必要となる避難者には、避難所への避難、住宅・車中泊避難にかかわらず、適切な水準の支援が届けられることが重要であると考えております。

課題としましては、避難所を運営する自主防災会など、地域において避難所に来ていない避難者の状況をいかに把握するか、支援に関する情報をどのように伝えるかということであり、平時からの地域での取組が重要と考えております。

また、車での避難については、エコノミー症候群など健康上の観点から、長期の生活を送る場所としては適切ではないことから、予防するための周知などが必要だと考えております。

次に、既存の情報伝達手段の周知に対する課題について御答弁をさせていただきます。

本市では、防災メール、市公式SNS、ホームページ、防災無線、ヤフー防災速報アプリ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Lアラート、広報車など、様々な災害情報伝達手段を使って、災害情報や避難所開設情報などを発信しております。

近年、インターネットに接続するための端末の世帯保有率について、モバイル端末全体で97.4%、特にスマートフォンは90.6%であることから、災害情報伝達手段の中でも、特に防災メールによる周知が広く市民へ伝達する手段として有効であると考えており、防災メールの登録について、広報「あいさい」での周知のほか、出前講座や市民の皆様が参加するイベントなどで周知を行っております。

課題としましては、平時から災害関連情報の入手手段を1つ、できれば複数確保していただくことが重要だと考えております。

続きまして、災害時のトイレに関する計画について御答弁させていただきます。

本市では、災害時に備え、災害用トイレは307基、凝固剤は10万1,800回分の備蓄をしております。また、家庭において持ち運びが可能な携帯トイレや凝固剤などの備蓄を呼びかけるほか、今年度から自主防災組織において凝固剤のみ購入する場合も補助の対象とするなど、地域での備蓄も促しております。さらに、災害時に移動トイレカーや仮設トイレの供給協力に関する応援協定を締結しております。以上です。

## ○1 番（馬淵紀明君）

答弁ありがとうございました。

モニターのほうがちっと不具合がありまして。すみません。

では、再質問していきます。

初めに、大規模災害への備えについて質問します。

応急仮設住宅建設予定地の安全性等を聞きましたけれども、やはり浸水区域である場所もあるというお話もありましたけれども、やはりハザード的に問題があるのではないのかなというふうに感じます。

冒頭に話しましたが、やはり二次災害が起きないように、建設予定地の再検討というか、もう一度考えてほしいなというふうに感じました。

それから、在宅・車中泊避難についてですけれども、課題を確認したんですが、やはり支援に関する情報をどのように伝えるかということで、これは次の質問でもした情報伝達手段においても同じだと思うんですね。やはり、平時からの災害への意識、そして地域での情報共有などの取組が重要であると私も感じていますが、どうでしょうかね。いつも、こういう質問をすると同じような答弁があるんですが、イベントとかで周知するということがあるんですけど、いろんな防災関係のイベントだけではなくて、今回あいさいさん祭りでもそういう周知を図っていただきましたが、例えばスポーツ団体が行っているイベントとか、防災意識が高い方と低い方と言ったら失礼かもしれないですけども、ちょっと温度差があるなと思うんですね。ですから、やっぱりいろんな方に広く周知していくには、いろんなイベントとか、また関係団体と協力して周知の強化を図っていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

災害時のトイレの問題についてですけれども、質問はトイレに関する計画の有無、あるかないかということであるのかないかという質問だったんですけど、ちょっと明確な答弁はなくて、備蓄の話がありましたが、これも災害用のトイレが307とか、凝固剤が10万8,000回分とかあるんですけども、これが足りているのか足りていないのかというところが、今回ちょっと備蓄の話ではないので参考ですけども、この避難所におけるトイレのガイドラインですね。これに載っているんですが、避難所に求められる必要なトイレの個数として、災害発生時の当初は50人に1個、避難が長期化になった場合は20人に1個とされているわけですね。女性用と男性用の割合は3対1が理想というふうになっているので、その辺りも加味して、今後の備蓄のほうの計画になると思いますけれども、お願いしたいと思うんですけど。

ここのガイドラインでは、施設トイレのバリアフリートイレを一般のトイレとは別に確保することが必要とあるんですけども、愛西市の指定避難所や福祉避難所では、障害者や高齢者等の要配慮者が利用できる多目的トイレとトイレ周辺のバリアフリーの整備状況はどうなっているか、お聞きします。お願いします。

## ○企画政策部長（西川 稔君）

私から、指定避難所について御答弁をさせていただきます。

市が管理している指定避難所は現在42か所あり、多目的トイレがある避難所は34か所になり

ます。また、多目的トイレ周辺はバリアフリーの整備がされております。以上です。

#### ○1 番（馬淵紀明君）

42か所中34か所ということで、まだ整備が整っていない。トイレの周辺はバリアフリーが整備されているという答弁でしたのでいいんですけども、やはりこの多目的トイレ、避難所は災害が起きると、指定しているんですけどどこで使えるのか、本当に機能してできる場所が分からないのでね。全部、34か所が全て使えるとも限りませんし、そういったところを含めると、やはりもう少し整備していただきたいと思うんですけども。

今、モニターに出してありますが、これは一宮市が整備していますモバイルトイレというものです。障害者や高齢者の要配慮者が災害時でも安心して使用できる、いつでも、どこでも、誰でも使える移動型バリアフリースイートイレです。一宮市はこうにラッピングされているんですけども、これはどんなふうにも可能というお話を聞いてきました。

特徴としては、やはり車にも積んである移動が、車椅子の方が移動しやすいようにユニバーサルデザインとなっております。車椅子の利用者が自力で上り下りができると。緩やかなスロープになっているのも一つの特徴です。

このように、中は車椅子でも動き回れる十分なスペースがあるというのと、便座もユニバーサルデザインのオストメイト配慮型便座、また介護が必要な方に大人でも横になれるような、このような大型の多目的ベッドも整備されております。

それで、トイレ環境というのは、やはり季節によって、暑いときも寒いときもありますけど、ここのダクトがありますが、ここに空調は設置できるということで、実際に設置したところの絵もいただけたんですけども、このように空調も使えるということです。これは一番後ろで、多様な給排水ができるのと、あと給電方法に対応できるんですね。こういうふうに、もう車に整備されております。

やはり、バリアフリーの設計でありながら、普通免許で牽引できるというところに非常に機能性があり、停電時にも、この一宮市は車と一緒に購入されたんですけども、プラグインハイブリッド車から電気を供給して使うことも可能です。災害時だけではなくて、平時でも公園やイベントで活用でき、イベントのたびに仮設トイレを設置しなくてもいいというお話も聞いてまいりました。

一宮市の危機管理課、トヨタ自動車の方からも説明を受けたんですけども、販売価格は参考にですけども、約1,500万円、メンテナンス契約をすると月5万円。リースという考え方もありまして、月に約25万円ですね。これは、メンテナンス込みです。7年のリース。購入の場合の限定ですけども、補助金も可能で、緊急防災・減災事業債の対象となっており、自治体負担は3割ということで、以上までが説明なんですけれども、先ほど聞きましたが、多目的トイレがまだ不足しているのではないかとということ、いつ起こるか分からない災害に対して、このようなモバイルトイレの購入の考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

車椅子を使用される方が外出先で安心して使える移動型のバリアフリースイートイレであります、

いわゆるモバイルトイレにつきましては、災害発生時の利用だけではなく、平時においてもイベント等に利用できるなど、柔軟に対応できる施設として有効であると考えております。

市としては、災害時のトイレ需要を賄えるよう、市では備蓄のほか、家庭や地域での備蓄、民間事業者との応援協定など、様々な手法で確保をしております。

モバイルトイレにつきましても、まずは導入している自治体から情報収集を努めてまいります。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

モバイルトイレ、導入・情報収集に本当に努めてほしいと思いますし、今答弁にもありましたが、一括のほうでもありましたけれども、応援協定ですね。移動トイレとか仮設トイレの応援協定も締結していますけれども、実際にそのトイレがバリアフリー化になっているとか、そういうことがやはり災害が起きるたびに課題として上げられるんですよね。トイレが何個あったからといっても、やはり機能しないと意味がないですし、では全ての方がトイレを使用できるかということを考えていくと、今日の導入に対しての答弁は考えて情報収集に努めるということですけども、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

以前、レスキューホテルのことも質問させていただいたんですけども、今は新たに設置するという考えではなくて移動式ですね。このモバイルトイレもそうですし、移動式のホテルですね。ホテルも牽引して移動するという、こういうのが今ニーズになっているのではないかなと思いますし、先ほど市長の答弁を聞いたときも、市街化調整区域で、市が行うことに関しては市街化調整区域でもいろんな建設はできると思いますけれども、今この移動式のトイレとかも含めて、総合的に一度検討していただきたいと思います。

次に、自転車活用のほうの質問に移ります。再質問をします。

県内の策定自治体が少ない状況で、現時点の計画策定の予定はないという答弁でしたけれども、計画を策定する課題はどのように考えを持っているのか。また、計画を策定した場合のメリットは何でしょう。それと、木曽三川下流域自転車活用推進協議会が設置されたことで、愛西市の自転車の活用に対する取組が変わるのか。この2点をお願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、課題、メリットでございます。

地域が目指す自転車活用の姿は、大きく分類いたしまして、都市部では自転車通行空間の整備が主となり、地方部ではツーリズムに重点を置くことが多くなります。特に、後者は広域的なネットワークの形成が重要となり、複数自治体での計画策定が効果的であると示されております。このため、近隣自治体と連携した検討体制の構築が課題の一つということでございます。

策定のメリットにつきましては、自転車通行空間の整備など、交通安全対策等を実施するに当たりまして、社会資本整備総合交付金の集中的支援を受けられるという点が上げられます。

続きまして、市の取組が変わるのかということでございますが、自転車活用の推進には、良好な都市環境の形成、健康増進、観光振興などのほか、自転車事故のない安全で安心な社会の実現などの視点が必要であると理解をしております。



協議会の設立により、国や県、近隣自治体からの情報を共有することが可能となり、また庁内組織での事業連携を進めることにより、各課が所管する計画やイベント情報を広域にわたり発信していくことで、自転車活用を推進していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

協議会の設立によって、国や県、近隣自治体からの情報を共有することが可能となるということで、まずは自転車活用の基本となる計画、自転車活用推進計画を先ほどお聞きしました複数自治体で策定するというのも一つの考え方だと思います。メリット、デメリットもお聞きしましたし、今の計画策定に対して検討体制の構築という課題もあるんですけども、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

次に、サイクリングコースについて質問します。

木曽川あっちゃこっちゃライドですね。実は、これは私も参加しました。非常に、私は自転車、元選手ですから、自転車に乗ることは趣味というのか、好きなんですけど、愛西市にちょっとスポットがなくてですね。日頃は、愛西市をぐるぐる回っているのだけれど、どうしてもスポットが愛西市は少なくてというのを少し感じたんですけども、こういうデジタルスタンプラリーというんですかね、こういうものは継続して行っていただきたいと思います。

それで、このサイクリングコースは設定しているという答弁だったんですけども、これに対する周知はできているのかというのと、今のサイクリングコースも含め、自転車活用について観光協会とどのような連携を図っていくのか、お願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、サイクリングコースの周知でございます。

設定したサイクリングコースについての周知・PRが十分にできていないというところは課題であるというふうに考えております。今後、広報「あいさい」やSNS等を活用しまして、効果的なPRのほうを進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、観光協会との連携という点でございますが、当市には船頭平閘門やケレップ水制群などポテンシャルの高い観光資源が点在しており、それらを関連づけた観光資源として活用することは、さらに価値を高めることにつながります。自転車の活用は、それぞれの観光資源の相互連携不足、周遊性の乏しさを解消するための手段として大変有用であると考えられます。観光協会とは、設定したサイクリングコースの周知・PRはもちろんのこと、サイクリングコースを活用した新たなイベントの企画などについて連携してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

先ほどの計画のところの協議会の設立の話の中で、庁内組織での事業連携など各課が所管する計画やイベント情報を横断的に検討し、発信していくことで推進していきたいという答弁があったんですね。やはり、この庁舎内だけではなくて、観光協会とも、今、道の駅を整備して、サイクリングコースも整備していますけれども、サイクリングコースとか、あらゆる自然

を活用して、ぜひ新たなイベントという話もありましたけれども、そういうものに期待し、自転車活用の推進をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、最後の項目の再質問ですね。

市民の移動手段の確保ということでの質問、高齢者の移動支援についてですけれども、視察は行っていないが研究とかはされているという答弁だったと思いますけれども、こういう答弁も、いつも研究しているということですけど、どこまで研究して、いつまで研究し続けるのかというのはいつも感じています。

しかし、そうはいつでも、やっぱり市民の声というのは本当に不安な声をよく聞くんですよ。何とか違う仕組みとかを新たにできないのかと考えているわけですが、高齢福祉的な支援、この移動支援についてですけれども、具体的な何か施策を検討しているのか、お伺いしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

高齢者の移動支援についてでございますが、日常生活における必要な外出は、買物や通院といった生きる上で必要不可欠なものだけではなく、他者との触れ合いや交流を深め、活力の一端を担うものであると考えております。

今後、地域の交通事情を踏まえ、既存の事業の見直し等を行いながら、移動支援方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

本当に検討していただきたいんですけれども、そこで次の質問をするんですけれども、地域公共交通会議の設置の考えを聞いたんですけれども、答弁では、会議等を設置した場合の影響を今後巡回バスで検討予定という答弁があったんですが、これまで巡回検討委員会でこの協議会等の設置について、提言や意見等はなかったんですか。お願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

過去の巡回バスの運行検討委員会からの提言書におきまして、地域公共交通会議等の設置に言及した提言は受けておりません。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

これは、ちょっと後で話しますけれども、令和6年にも提言書が出ていまして、提言2－4で、有料化についての検討。これは以前から出ているんですね、有料化についての検討。有料化というのは、やはりこの会議を設置しないといけないかというふうに私は思っていたんですけれども、その辺も確認するんですけど、平成22年の議事録を見ますと、バス運行委員会の検討委員会の議事録ですね。運行検討委員会でバス全体のプランを考えるのは難しいし、限界があると思う。本委員会としては、地域公共交通会議を新たに組織することについて同意することによってよろしいですかということで、異議なしというふうになっているんですけれども、この辺りはどういう見解でよろしいんですか。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

先ほど申しましたとおり、提言書において設置に言及した提言は受けていないということで

ございます。以上でございます。

○ 1 番（馬淵紀明君）

では、地域公共交通会議を設置した場合に発生するメリット、デメリットをお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

地域公共交通会議を設置することによりまして、交通事業者をはじめとして、地域住民の方や利用者の方などの様々な関係者と協議や調整をして合意形成を図ることや、関係者相互の情報共有も可能となります。

一方で、地域公共交通会議の根拠法規は道路運送法であるため、現在の巡回バスの運行について影響が予想されますので、詳細な調査が必要になると考えております。以上でございます。

○ 1 番（馬淵紀明君）

詳細な調査ということになるんですけれども、今まで調査はしていないんですか。もうこれは、ずっと今まで検討委員会でもんでおることだと思うんですけど、調査は今からするんですか。それを今までしていないんですか。確認させてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

巡回バス運行検討委員会におきましては、アンケート調査の実施など利用者のニーズ調査等を優先していた点や、巡回バスが無料運行であることから、地域公共交通会議等に関する協議はいたしておりません。以上でございます。

○ 1 番（馬淵紀明君）

では、これまで市民の移動手段について、市内各部局や関係団体とはどのような体制で協議されたのでしょうか。

○総務部長（近藤幸敏君）

市民の方の移動手段につきましては、巡回バス運行検討委員会において、タクシー料金助成や買物支援バス等に関する報告及び意見交換を実施し、福祉部局における事業の把握など、情報共有を行っております。以上でございます。

○ 1 番（馬淵紀明君）

巡回バス運行検討委員会でのみ、そういう情報共有を行っているのでしょうか。

○総務部長（近藤幸敏君）

巡回バス運行検討委員会においては、そういった福祉部局との調整等や情報共有等も行っているということでございます。以上でございます。

○ 1 番（馬淵紀明君）

では、ちょっとモニターのほうに今映してあるんですけれども、これは国土交通省の中部運輸局が出しているものなんですけれども、一番上のところですね。ちょっと見にくいかもしれませんが、自家用有償旅客運送とバス・タクシーの事業のところ、有償運送はバス・タクシーが原則。バスやタクシーでは事業性がないなどの理由で共有できないところを自家用有償旅客運送で確保ということで、交通空白地においては、こういう白ナンバーでの有償運送ができるということになっているんですけれども、愛西市は設置していないので無料で行っていることな

んですけれども、どちらにしても、乗合タクシーとか今の交通空白地の有償運送にしても、ここに書いているように地域交通会議での合意形成が必要ということもありますし、あとここには載っていないですが、こちらのほうの資料では、地域における関係者が協議を行うために、自家用有償旅客運送の検討プロセスとしては、やはり地域公共交通会議を設置することが必要となっているんですけれども、この辺は私の認識不足であるならちょっと確認してほしいんですけれども、質問としてはもうちょっと分かりやすくします。

今、巡回バスは無料ですよね。無料は無料で行って、ほかのことは他の移動手段としての自家用有償旅客運送は導入できるかできないか、教えてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

巡回バスにつきましては無料運行をしております、地域公共交通会議の設置はしておりません。

申請事業者等が自家用有償旅客運送事業を行うには、地域公共交通会議での協議が一般的ですが、会議が組織されていない場合についても、自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項などをバス・タクシー事業者等の関係各所に持ち回りです承を得るなどの方法で会議による協議に代えることが可能であるとされておりますので、地域公共交通会議がないことが自家用有償旅客運送の導入に影響するものとは考えておりません。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ということは、会議を設置しなくても可能だということですよ。そういう認識でよろしいでしょうか。

○総務部長（近藤幸敏君）

はい。協議をするのが一般的ということですが、別の方法もあるというふうにされておることですのでございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

分かりました。

では、総合的に今、巡回バス運行で影響があるとか、高齢福祉課のほうでやっている事業があるんですけれども、これはやっぱり情報共有して、どういうものが愛西市に合ったものか、本当に移動支援として必要なのかということをして市全体で検討していくことが必要ではないかと思いますが、その辺の情報共有も含めて答弁をお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

本市としての地域公共交通のあるべき姿を引き続き横断的に市の関係部局が協力をして協議を進めていくことが重要であり、本市の実情に合ったものを検討し、判断していきたいと考えております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

分かりました。

今後、公共交通だけではないんですけれども、地域活性化に向けて皆さん努力していただきたいと思います。私も頑張ってやってまいります。今日はありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

1 番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時5分といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時05分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の14番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤信男議員。

○14番（佐藤信男君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、第2次愛西市総合計画の後期基本計画についてお伺いいたします。

今日、我が国は、急激な人口減少と、それに伴う超高齢社会の到来など、これまでに経験のない大きな課題に直面しており、このままのペースで減少するならば、我が国の将来に深刻な影響が及ぶことは避けられません。そのためには、国も、地方も、民間も、人口減少の要因について調査・分析を行い、その深刻な影響や予防、対策の重要性について、全国民が十分に情報共有を図っていかなければなりません。平成17年に合併して19年目を迎えた愛西市も同様であります。

4町村が合併して以降、人口構造や財政構造が大きく変動する中で、令和8年度の道の駅ふれあいの里H A S Uパークのグランドオープンやアジア競技大会のローイング競技の開発の成功などビッグプロジェクトによるインパクトを生かし、市民がいつまでも笑顔で住み続けられるよう、よりよいまちづくりに向けた取組を継続していかなければなりません。このような時代の大きな変革期にあっては、将来を見通し、予見し、他の自治体に先んじて積極的に施策に取り組んでこそ、地域間競争に打ち勝ち、力を蓄えることができると考えています。

そこで、主に第2次市愛西市総合計画後期基本計画の成果と課題について、確認を含めお伺いいたします。

令和4年3月に策定されました第2次市愛西市総合計画の後期基本計画では、将来都市像として「ひと・自然 愛があふれるまち」が掲げられ、2040年の将来推計人口は、前期基本計画で推計したとおり5万人から5万6,500人とされております。この後期基本計画の策定準備を開始した令和2年度、そして策定年度の令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって市民生活や地域経済活動が大きく制限されておりました。こうした混沌とした状況を前提とし、後期基本計画は策定されましたが、この計画に示された基本目標に向け、着実に取組を進めてこられたのではないかと考えております。

そこで、第2次市愛西市総合計画の後期基本計画に掲げられた重点プロジェクトを中心に成果と計画期間内に生じた課題について、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活、経済活動への影響を含めてお聞きいたします。

以上を総括質問といたします。

## ○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、後期基本計画のプロジェクトを中心とした成果と計画期間内に生じた課題について御答弁させていただきます。

第2次愛西市総合計画の後期基本計画は、令和7年度までの4年間を計画期間とし、将来都市像であります「ひと・自然 愛があふれるまち」の実現に向け、全庁横断的に市民協働の視点を持って積極的な推進を図る取組として、8つの重点プロジェクトを設けています。現在、計画は3年目を迎える中、重点プロジェクトに関連した主な取組について挙げさせていただきます。

「子育ての輪」プロジェクトでは、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うために、市単独事業として、18歳年度末までの子ども医療費の無償化の実現、1歳児子育て応援給付金の支給開始、保育園等副食費や小学校給食費の一部助成の継続、そして今年度からは市立中学校の給食費無償化を実現するなど、子育てに係る経済的な負担軽減を図っております。また、虐待やヤングケアラー等の問題を抱えた子供やその家庭をサポートするため、今年度、子ども家庭センターを設置しました。

「誇りを育む」愛西市PRプロジェクトでは、令和5年度、市立の中学生たちが東北地方の東日本大震災に関連した施設の視察等を行い、改めて郷土を振り返る中学生体験学習事業をスタートしました。また、今年度はシティプロモーション課を設置し、市内外への効果的な魅力発信と市民の皆さんに市に対する誇りと愛着を持っていただくための戦略的な計画の策定を進めております。

「みんなで防災」安全・安心プロジェクトでは、防災メールの普及啓発や避難所への非常食料等の計画的な備蓄を進めるほか、自主防災組織が行う防災訓練に必要な資機材等の購入支援を行っております。

「つながり愛」地域まるごと健康プロジェクトでは、あいち健康プラスを活用した運動支援の実施や、あいさい野菜メニュースタンプラリーの実施など、運動と食の両面から健康づくりを推進するほか、2026年アジア競技大会の準備を通じて市民の皆様のスポーツを通じた生きがいづくりを支援しております。また、高齢者タクシー料金助成事業の拡充や高齢者見守りシステム事業の開始など、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生き生きと社会参加できるよう支援を行っております。

「つどい・にぎわい」産業活性化プロジェクトでは、道の駅のリニューアルと都市公園の整備により、にぎわいの創出を図っております。

「コンパクトで快適」集約型まちづくりプロジェクトでは、新規企業誘致のため、佐屋地区工業団地を県企業庁と連携し整備を進めるとともに、名鉄藤浪駅前の再整備を進めております。また、佐屋駅周辺の整備や鉄道駅周辺での新たな市街地整備など、長期的・計画的なまちづくりを進めております。

このほか、基本計画に掲げた個別の取組事項につきましては、毎年度、実施計画のローリン

グを行っており、着実に進捗しております。

しかしながら、計画期間中も、全国的な傾向から、本市も人口減少、高齢化が急速に進展しており、またコロナ禍において生じたDXの急速な進展、ライフスタイルや働き方に対する意識の変化、そして人と人との関係の希薄化など様々な問題がより現実味を帯びてくる状況下において、いかに持続可能なまちづくりを進めていくかが課題であると認識しており、次期総合計画策定に合わせて的確に対応していかなければならないと考えております。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

今、第2次総合計画の後期基本計画の成果と計画期間を通じて得られた課題について答弁をいただきました。コロナ禍ではございましたが、様々な分野で取組を進めてこられたということが分かりました。

来年度、2025年度は後期基本計画の4年間の最終年度となります。そこで市長にお伺いしたいのですが、次期総合計画の策定に当たっては現時点ではどのような思いで進められていくお考えでしょうか。第2次総合計画の後期基本計画を推進する中で課題と捉えた人と人との関係の希薄化などをどのように克服していくのか、さらに子育てや教育づくりなど人づくり、安心・安全なまちづくり、にぎわいのあるまちづくり、さらには行政改革といった観点から市長の御認識をお伺いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

進展する地方分権への対応の必要性や財政が立ち行かなくなるという危機感、さらには少子高齢化の進展など課題対応のため、平成17年、合併により愛西市が誕生し、計画的なまちづくりが進めてられました。

平成30年3月には第2次の市総合計画を策定いたしまして2040年までを展望し、「ひと・自然 愛があふれるまち」を将来都市像に当面の4年間の前期基本計画を策定し、令和4年3月にはその後の社会情勢や市民意識等の変化を捉え、令和7年度までを計画期間とした後期基本計画を策定されております。

次期総合計画につきましては、この第2次総合計画の評価・検証、市民意識調査などを踏まえ策定を進めていくこととはなりますが、特に急激な人口減少、高齢化への対応は待ったなしの状況でありますので、本市ではこれまで市独自で保育園や幼稚園への副食費や市立小・中学校の給食費の一部助成を実施してまいりました。

今年度におきましては、国の議論に先行いたしまして愛西市立の中学校の給食費を無償化させていただいておりまして、引き続き子育て世代の負担軽減に取り組む必要があるというふうに思っております。

また、生涯生き生きと健康で暮らし続けられる社会の実現を目指し、今年度、高齢者へのタクシー料金の助成の利用範囲の拡大や、ごみ出し困難者への戸別収集の試行に取り組ませていただいております。引き続き、健康づくりの推進や高齢者などの支援に取り組む必要があると

考えております。

続きまして、人づくりの観点でございますけれども、令和5年度から、県内では例のない事業といたしまして、先ほど部長からも答弁させていただきましたが、愛西市立中学校の中学生による被災地への視察を通じ、地域課題の解決に取り組む姿勢を育む体験学習事業をスタートさせていただきました。引き続き、子供たちにとってよりよい教育環境整備をはじめ、人づくりの施策に取り組む必要があると考えております。

安全・安心の観点におきましては、国や県、近隣自治体、その他の関係機関との連携を強化し、地域防災力向上を図るため、今年度におきましては県と合同した津波・地震防災訓練において、この地域では初めてとなる実践的な広域避難の運用訓練を実施させていただきました。今後とも、広域的な連携強化と逃げるという市民意識の熟成を図る必要があると考えております。

にぎわいのあるまちづくりにつきましては、道の駅を核といたしましたにぎわい創出を図るとともに、県企業庁と連携をいたしまして市内2か所目となります工業団地の造成を推進しております。長期的には、さらなる企業団地の創出や鉄道駅周辺の市街地整備、調整区域の土地利用の見直しも非常に重要だというふうに思っております。

人と人との関係の希薄化に対しましては、シティプロモーションの取組を進めさせていただきまして、絆を大切に、地域に愛着を持つ市民が活躍できる地域づくりが必要であるというふうに思っております。また、まちづくりに若者たちの声を生かすため、市内高校と連携して取り組んでおります官学連携をさらに展開する必要があると思っております。

厳しい財政状況ではありますが、新たな地域課題や多様化・複雑化するニーズに対応するためには、既存の事業も含め、事業の選択と限られた財源の集中が求められており、またさらなる財源確保に向けまして企業誘致などを展開することによる自主財源の増加や、事業実施に当たって国・県補助金や有利な地方債の活用をさらに徹底する必要があると思っております。

さらに、公共施設の適正規模、老朽化対策も喫緊の課題でありまして、県サッカー協会による愛知県フットボールセンター愛西のリニューアルオープンなど、民間のアイデアをさらに取り入れる必要があると思っております。

これらの考え方の下、次期総合計画は、社会情勢や市民の意識の変化を的確に捉え、市民協働や官民連携、DXの推進、国や県との連携強化などを基礎といたしまして、人と人との絆がさらに深まる持続可能なまちづくりを図るものでなければならないと考えております。以上でございます。

#### ○14番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

次期総合計画の策定について、日永市長の現在のお考えを伺いました。全体を通してまだまだ課題は山積しておりますが、これまでの実績と今後の取組の方向性、見通しについては大いに評価するところであります。

現在、総合計画の後期基本計画が推進中ではありますが、来年5月に市長は任期が来るわけ



でございます。次期市長選に向けた市長御自身のお気持ちとお考えについてお伺いします。

社会情勢や財政状況など今後とも厳しい状況が続く中で、愛西市の将来の目指す姿を形づくるために、市政運営においては市長が述べられたような次期総合計画の策定と目指す姿の実現に向けた施策の着実な実行が求められます。任期を5か月後に控えた今、次期市長選への率直なお考えをお聞きいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

平成25年5月に市長に就任して以来、これまでと変わることなく政治理念であります進める決断ととどまる勇気を貫き、市民の皆様方の信頼と期待にお応えできるよう、愛西市のさらなる発展に向け、全力で市政運営に取り組んでまいりました。このことは、議員各位の力強い御支援や職員の頑張り、そして市民の皆様方や多くの方々の御理解、御協力があればであるというふうに思っており感謝をいたしております。

これまでの様々な取組を進める中で改めて、市民の皆さんや市内外を問わず多くの方々が持つ活力こそが市のまちづくりを支える底力であり、未来につながる原動力であるというふうにも実感をしております。そして、「ひと・自然 愛があふれるまち」を目指し、まちづくりを進めるためには、人と人との絆の再構築がさらに必要だというふうに現在思っております。

現在は大きな価値観の転換期の渦中にあると考えており、将来を見通すこともかなり困難で大変な時期を迎えておるというふうに思っております。この愛西市のまちづくりをどのように進めるべきなのかを念頭に、後援会の方々をはじめ、いろいろな方々から御意見をお伺いいたしながら次期市長選につきましては現在熟慮を重ねているところであり、まずは今任期である残り5か月を全力で邁進していきたいというふうに思っております。以上であります。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございました。

現在熟慮されているという御答弁でありました。何事にも時、つまりグッドタイミングが重要になります。市民の皆様や関係者の皆様からお話を伺っていただき、ぜひ次期市長への出馬へ、そのグッドタイミングを待ちたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時35分といたします。

午後1時26分 休憩

午後1時35分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

## ○ 18 番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目の 1 点目として地域資源を活用した活性化事業について、大項目 2 点目、歴史文化財の保存について、本市のこれまでの取組と新たな課題を質問させていただきます。

初めに、大項目 1 点目、地域資源を活用した活性化事業についてです。

本年10月に建設福祉委員会の行政視察で、茨城県かすみがうら市、隣接地域である土浦市にお邪魔しました。かすみがうら市も、土浦市も、レンコンの産地という共通点もあります。特に、かすみがうら市の地域資源を生かした事業については学ぶべき点が多くありました。

かすみがうら市も、いわゆる平成の大合併によって2005年（平成17年）に誕生した自治体です。面積は156.6キロ平方メートル、総人口 3 万8,771人。本市はというと、面積66.68キロ平方メートル、総人口が 6 万594人となります。その地理的な部分を比べるわけではなく、着眼点を学びたいのです。

かすみがうら市と本市を結ぶキーワードとして水ですね、水域があります。地域資源としての水域は、愛西市でいえば河川となり、かすみがうら市としては湖でしょう。互いに欠かせない景観です。

そこで、小項目 1 点目です。地域資源を生かすべく、本市では平成30年にかわまちづくり計画の登録が行われました。かわまちづくり計画については、本会議配付資料としてタブレットの中に載せてありますので、参考にしてください。

かわまちづくりの上位計画及び地域特性、課題などを踏まえ、基本方針が立てられています。予定されていた計画の現状をお伺いします。

小項目 2 点目の質問です。地域資源を活用した活性化事業として、周辺の観光施設や交通ネットワーク構築、例えば各拠点間での散策・サイクリングなどを通じて健康増進にも貢献するような魅力についてどのように考えるのか、お伺いします。

小項目 3 点目の質問です。かすみがうら市で見習うべき地域資源としての空き家です。平成25年から一般質問でも取り上げてきましたが、現在、本市の取組として空き家バンクの登録数を伺うのと、現状、空き家利活用の課題についてお伺いします。

次に、大項目の 2 点目、歴史文化財の保存についてです。

視察後に改めて土浦市のホームページを開きました。令和 5 年 7 月 21 日付で、国の文化審議会文化財分科会の答申を経て、土浦文化財保存活用地域計画が文化庁長官の認定を受けていました。土浦市文化財保存活用地域計画は、平成30年の文化財保護法の改正による新たな制度化を受けて策定するものです。本計画は、貴重な歴史文化遺産を後世に伝えるとともに、土浦の歴史文化を生かしたまちづくりに貢献することによって土浦市の魅力を高めていくことを目的としています。愛西市はどうなっているのか気になりました。

そこで、小項目 1 点目の質問です。文化財保存活用地域計画は、文化財の保護と活用について各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、その市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。土浦市と本市では自治体の規

模が違いますので比べるものではありませんが、文化財を守るという精神には変わりはありません。本市は文化財保存活用地域計画についてどのような認識を持っているのか、お伺いします。

小項目2点目です。本市の文化財で、建築物や史跡なども含めて、国の指定、県の指定、市の指定されたもの、それぞれ何点あり、そのうち既存の建物などは別にして資料室などで公開されているものが何点あるのか、お伺いします。

小項目3点目です。文化財は、現地に行くことで分かる魅力があります。昨年、文化財講座として「あいさい物語～愛西市の伝説～」という講座名で、市内の伝説の残る歴史スポットを講師の説明を聞きながら歩いて回るという講座がありました。生で見ることのできる歴史スポットは、書籍などで見る感動とは違います。この講座で巡った歴史スポットの名称を伺うのと、参加者の声、講師の声などあれば、お伺いします。

以上、総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目の1つ目、地域資源を活用した活性化事業についてということで御答弁いたします。

初めに、かわまちづくりの計画の現状でございます。

愛西市かわまちづくり計画は、木曾三川の歴史と自然環境を学ぶ拠点づくりをコンセプトに掲げ、既存資源を有効活用し、さらなる観光振興につなげることを目的として、必要となるハード及びソフト事業を実施しております。

ハード事業といたしましては、ケレップ水制群周辺の湿地を再生し、アクセスしやすい環境整備を行いました。また、ソフト事業といたしましては、再生したワンドの散策、船頭平閘門の通船体験をパッケージ化した木曾川体験イベントを実施しております。

続きまして、地域資源を活用した活性化事業でございますが、国、愛知県、岐阜県、三重県及び木曾三川下流域の自治体の海津市、桑名市、弥富市、木曾岬町、愛西市にて構成されました木曾三川下流域自転車活用推進協議会に参画し、サイクリングを通じた観光振興、健康増進を図る事業実施に向け、連携、協議を重ねております。今年度は、「木曾川あっちこっちゃライド」と称し、木曾三川下流域エリアの観光スポット等を巡りポイントを集めるイベントを令和6年の10月5日から令和6年の11月4日までの1か月間で実施のほうをしております。

次に、空き家バンクの登録件数でございます。

まず、空き家バンクとは、空き家の売却または賃貸を希望する所有者により登録された空き家情報について、空き家の利用を希望する方に対し、市が情報提供をする制度で、本市は空き家の利活用促進に向け、令和元年度に愛知県宅地建物取引業協会と空き家等対策に関する協定を締結し、空き家バンクの運営を担っていただいております。空き家の売却や賃貸を希望する所有者が愛知県宅地建物取引業協会が運営する空き家バンクに登録することができ、11月末現在で戸建て住宅11件、賃貸アパート3件の登録がございます。

最後に、空き家の利活用に向けた課題でございますが、本市は市街化を抑制する市街化調整

区域が市域の約95%を占めており、都市計画法により厳しく土地利用が制限をされております。それにより、市街化調整区域内の空き家を賃貸住宅や飲食施設等に用途を変えて利活用するには、都市計画法の開発許可制度による用途変更手続が伴うことから、許可基準等の適合性について許可権者である愛知県に事前相談のほうが必要となります。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目2点目、歴史文化財保存についてに係る文化財保存活用地域計画に対する認識について御答弁させていただきます。

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第183条の3に定められた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランに位置づけられております。本市における文化財を地域や市民、行政など様々な主体が相互に連携し、地域の宝としてその価値を広く共有し、未来に継承していく上で有効であると考えます。

続きまして、国、県、市の指定文化財数並びに資料室等で公開する文化財数についてでございますが、国の指定文化財は、尾張津島天王祭の車楽舟行事及び船頭平閘門の2件、県の指定文化財は、鋳鉄地藏菩薩立像、釜地藏や奥津社の三角縁神獣鏡など4件、市の指定文化財は、水鶏塚、大野城址など32件です。そのうち、市の指定文化財の諸桑の古船や東西野遺跡出土品、諸桑廃寺出土瓦の3件は佐織歴史民俗資料室で展示しております。

続きまして、令和5年度文化財講座で巡った歴史スポットと参加者、講師の声についてですが、文化財講座「あいさい物語」は、市内の史跡を歩いて巡りながら市内の歴史を学ぶ講座として開催しました。令和5年度は愛西市の伝説をテーマに8回行い、延べ84人が参加しました。

佐屋地区では尾張津島天王祭の始まりが書かれた市江祭記を学ぶために東保町の市江車車田址、立田地区ではなまず池の伝説が伝わる戸倉のオオナマズを学ぶために戸倉町の陽南寺、八開地区では円空物を学ぶために鶴多須町の宇太志神社、佐織地区では釜地藏物語が伝わる根高町の釜地藏寺などを巡りました。

参加者からは、「本市の色々なことを知ることができてよかった」「行ったことがないところに行くことができてよかった」などの御意見をいただきました。また、講師からは、「講座を行うことで自身も学ぶことが多く、今後もこのような機会をいただければ本市の歴史を伝えていきたい」と伺っております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

初めに、かわまちづくり計画の答弁の中で、ソフト事業として再生したワンドですとか船頭平閘門での船上体験など、パッケージ化した木曽川体験イベントを実施したとありました。既に稼働できる状態と認識します。さらに、このパッケージ化をつないでいくという広がりを目指します。

かわまちづくり計画の取りまとめを行っている愛西市木曽三川ミズベリング協議会では、これまでに協議を重ね、現在に至っていると理解しています。

そこで、直近の本年9月25日に行われた協議会での内容、課題などについてお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

さきで開催されました協議会では、愛西市かわまちづくり計画に位置づけられたハード及びソフト事業の進捗状況を報告し、今後の事業推進に向け、意見交換のほうを実施いたしました。課題としては、本計画の周知が十分でないとの御指摘のほうをいただいております。以上です。

○１８番（竹村仁司君）

課題にありましたように、常にPRが大切です。先ほどの木曽川体験イベントも含め、周知をよろしくお願いします。

このかわまちづくり計画と道の駅リニューアルは相互に予定されていた計画と考えます。地域資源としての水域、先ほどの水は、愛西市の河川と道の駅HASUパークに咲くハスの花にも水が必要です。道の駅のリニューアルオープンに合わせてどのような企画ができるのか、お伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

愛西市かわまちづくりの主となる木曽川と現在リニューアルを進めております道の駅は、第2次愛西市総合計画の土地利用計画におきまして観光拠点として位置づけられており、これら既存資源を有効活用し、市の知名度、魅力の向上による愛西市への来訪者の増加、関係人口の創出・拡大により地域価値の向上を目指すものでございます。

道の駅のリニューアルに合わせた企画につきましては、愛西市観光協会、新たな指定管理者や地域の方々と協議の上、実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○１８番（竹村仁司君）

ぜひ期待をしていますので、お願いをいたします。

紹介していただいた「あっちゃこっちゃライド」、午前にも答弁がありました。ウォーキングから始まり、ジョギング、サイクリングと楽しみ方は広がっています。健康の増進にも広がりますし、木曽三川の景観も楽しめます。さらに道の駅にもつながるでしょう。もう少し詳しい内容、特典などあれば、お伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

木曽三川下流エリア内の100か所以上の観光スポット、あとグルメスポットを自転車で巡り、ゲーム感覚でポイントを集めるイベントでございます。愛西市内においても、愛西市の特産品を取り扱う店舗名などや、あと観光船の係留場所である葛木港など、多くのスポットのほうを設置いたしました。多くのポイントを獲得された参加者には、参加特典としてペアでのレンコン掘り体験券や三重県産コシヒカリなど、地域の特産品が商品として贈られました。

このイベントの今後の開催につきましては、ポイントラリーの結果や実施状況の集計中であり、現時点では未定でございます。以上です。

○１８番（竹村仁司君）

今年度は終わりということで、次年度以降も期待をします。

木曽三川下流域自転車推進協議会に参画しているということは、国、愛知、岐阜、三重の3県に観光スポットなどを発信することと同じになります。かすみがうら市では、観光客の地域

への滞在期間の延長やリピート化を促し、さらには地域の事業者などと連携しながら、その土地ならではの宿泊体験プログラム、例えば水辺のレジャーやツアーなどの体験活動とかレンコンなどの農産物の収穫体験を充実させることで地域振興拠点の確立を目指すため、歩岬、岬の名前ですね、歩岬地域内に古民家江口屋という古民家を改修した体験宿泊施設を開設しました。視察の折には施設内も見せていただきました。

本市でも、空き家の利活用として決してできないことではないと考えます。観光客の地域への滞在期間の延長も考えると、むしろモデルケースとして宿泊施設が必要です。空き家の所有者、官民連携、地域住民との協働など、条件をつなげていくことが大切です。宿泊施設としての空き家の利用について、考えをお伺いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

現在の愛西市空家等対策計画において、空き家を宿泊施設に用途変更を促していく方針はございません。

なお、都市計画法では市街化調整区域は市街化を抑制する区域であるため、原則として宿泊施設の建設及び用途変更はできません。引き続き、本市の実情に即した空き家の利活用の推進に向け、先進的な取組事例について研究をしてまいります。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

ぜひ、研究していくという答弁を前向きに捉えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

空き家というのは、どうしても負の遺産というイメージがあります。しかし、利活用の推進でまちの魅力づくりにつながられます。空き家バンク事業への物件登録数の向上を目的とした家財道具整理補助制度などの導入、かすみがうら市空き家バンクリフォーム事業補助金など、先進地の取組を参考にすることは大切な観点です。愛西市版の空き家利活用の補助制度の創設について、考えをお伺いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

現在、今年5月に立ち上げられた愛知県・市町村人口問題対策検討会議におきまして、移住者、定住者等の住まいの確保に向け、各種補助制度をはじめ、空き家の利活用に関する施策検討をしている状況でございます。引き続き、本検討会議における検討状況及び近隣自治体の各種補助制度の動向を注視し、研究してまいります。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

ぜひ、この研究結果を近隣自治体よりもいち早くつなげていただくようお願いします。

それでは、歴史文化財の保存に移ります。

文化財保存活用計画のところで地域の宝と言っていたので、ちょっと安心をしています。

愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020～2025では、施策2の1で愛西市の魅力発信と観光振興の方向性として、本市は、豊かな自然や農作物、史跡や文化財などの観光資源を有している。歴史文化を感じることができる機会や様々な観光資源の魅力を高めるとともに、都市

近郊である強みを生かして愛西市のよさを積極的に発信し、交流人口及び関係人口の創出・拡大を図るとあります。これは、文化財保存活用地域計画と同じ考え方です。具体的に、史跡や文化財を生かした2025年に向けた取組をお伺いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

本市の文化財を市民によりよく知っていただくとともに本市の魅力を発信する事業の一つとして、あいさい物語及び祭りを学ぶ講座を開催していきたいと考えております。

あいさい物語講座では、本市の史跡を歩いて回りながら、本市の歴史や文化について学んでいただきます。

祭りを学ぶ講座では、小学校児童を対象に、朝祭の際には観光船に乗り、市江車を間近で観覧していただくことなどを中心に尾張津島天王祭について学んでいただきます。

また、本市保有の文化財を使用した企画展示の開催のほか、市ホームページ、SNSを利用した文化財民俗行事の情報発信を実施していきたいと考えております。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

講座は非常に大切で、特に体験型のものは本市の魅力の発信と若い世代への継承につながります。

9月議会で、八開支所の備品を整理しているとの話がありました。とともに、これまで保管されていた歴史資料・文化財も他の施設に移されたと聞きます。どこの施設にどのような資料、文化財が保管されているのか、お伺いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

本市の文化財は4か所に分散して保管しております。旧福原分校では、主に土器などの考古資料や生活道具などの民俗資料を保管しております。立田体育館内の旧立田図書館では、主に古文書資料を保管しております。佐屋郷土資料室では佐屋地区の文化財資料を、佐織歴史民俗資料室では佐織地区の文化財資料を中心に保管するとともに、展示も行っております。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

それらの歴史資料、文化財も存在意義が必要です。貴重な文化財を次世代に残す、そしてそのことを通して地域に誇りと愛着をもたらし、地域という共同体に果たす役割も大きいのです。

平成25年にも一般質問しました。南海トラフ巨大地震に対して、防災・減災対策が取られています。当然、第一に守るべきは人命です。その上で、地域の宝とも言うべき歴史文化資料も守るべきではないでしょうか。祖先の方々は、様々な災害を乗り越え、助け合っってこうした歴史資料を保存してきました。ここで私たちの時代に、そうした歴史文化資料を失ってしまうことがあってはなりません。こうした歴史文化財に対する災害時の保護について、お伺いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

愛知県において、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県、市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示するものとして、2020年（令和2年）9月に愛知県文化財保存活用大綱が策定されました。

大綱に基づき、台風や豪雨、河川氾濫等、事前に避難情報が出されることが多い災害の場合には、移動可能な文化財については施設内の上層部など安全な場所への避難を検討しているところではあります。

また、大規模災害発生時を想定し、愛知県や博物館等の関連施設、大学をはじめとする研究機関、県内市町村等で構成する愛知県文化財防災ネットワークと連携して、文化財の防災を目的とした被害状況の確認訓練等を年に1回実施しております。

なお、個人や団体が保存・保管している文化財につきましては、保存・保管者に対して文化財防災デー、1月26日に合わせ、愛知県から送付される文化財防災デー実施要項を送付するとともに、防災訓練の実施や消防用設備の点検の実施など、防災対策の推進を周知しております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

令和3年度一般会計予算の中で資料室整備事業として、文化財資料の集約、一元化を図り、立田文化財資料倉庫を解体しますとありました。教育委員会の事務点検・評価報告（令和4年度事業分）の評価の中には、八開郷土資料室、仮の名前ですね、佐織歴史民俗資料室、市で保存している古文書の内容などを読み解く整理をボランティアの協力で随時実施、市が保存している資料を展示などが挙げられていました。また、評価委員からは、集めた文化財の整理を進めてほしい、それぞれ必要な事業は、的確に適正に実施していただきたいとの意見もありました。

そこで、将来的に、今、各地に分かれている歴史文化資料室を一元化する考え方と課題をお伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

文化財保護法において文化財の保護は、保存と活用の両立であると明記されております。文化財の一元化は、文化財の保存と活用を図る上で有効であると認識しております。現在は4か所に分散して保存・保管する中、佐屋郷土資料室では佐屋地区の小学校児童の見学、佐織歴史民俗資料室では佐織地区の小学校児童の見学等、各地区の郷土の学習の場ともなっております。また、古文書目録等の更新並びに文化財防災救援業務の基本資料ともなる文化財レスキュー台帳の作成を進めています。

文化財の一元化につきましては、佐屋郷土資料室並びに佐織歴史民俗資料室の活用状況や古文書目録等の更新並びに文化財レスキュー台帳の整備に伴う文化財の現状把握、災害時の文化財保護の在り方、文化財の魅力の発信、活用などを総合的に勘案した上で考えてまいります。

なお、課題につきましては、災害時の保護も含めた保存並びに活用を図るためのスペースの確保や保存・保管する古文書並びに民俗資料目録の更新に係る業務量への対応等が必要になると考えております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

条件や課題は多いわけですが、ここでちょっと教育長にお伺いします。

11月2日、3日に行われた愛西市文化祭、佐織公民館歴史民俗資料室前でパネル展示された



神野金之助さん、まだまだ私自身も知らない愛西市の歴史文化を感じるとともに、もっと愛西市の歴史を知りたいという感情も湧きました。まだまだ本市の明かされていない歴史資料もあるはずです。その上でも歴史文化の保存が必要です。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（河野正輝君）

歴史文化の保存について述べさせていただきます。

神野新田研究会さんによるパネル展示「愛西が生んだ偉人～近代の実業家・神野金之助～」については、私も展示を拝見させていただきました。併せて行われた愛西カレッジの神野新田研究会の方の講座にも参加させていただきました。

このような経済界に名を残す方が愛西市の生まれであることを誇りに思うとともに、企画展示や講座等、愛西市の文化や歴史を改めてPRしていくことの重要性、大切さが分かりました。今後、愛西市民に今まで以上に愛西市を誇りに思ってもらうため、また市外の方に愛西市のよさを発信していくためにも、歴史文化の保存、そして活用が重要と考えております。

教育部長の答弁にもありましたように、次年度は史跡を歩く講座、尾張津島天王祭を小学生が学ぶ講座の開催や文化財民俗行事の情報発信をしていきます。加えて、旧福原分校での考古資料、民俗資料の整理・保存、旧立田図書館での古文書資料の整理・保存に当たり、同時に古文書目録の作成、方針、文化財歴史レスキュー台帳の作成を着実に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

教育長の文化財に対する思いが伝わってきました。教育長には、ぜひ愛西市の文化財を守る先頭に立っていただくことをお願いし、また教育長だけではこれはできることではないと思いますので、ぜひ市長、先ほど熟慮されと言われてましたが、市長にはいま一度、市のかじ取りをお願いして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（近藤 武君）

18番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時25分といたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村文武議員。

○3番（中村文武君）

本日は、教育現場の環境整備についてお伺いしたいと思います。

未来をつくる子供たちの環境を整備し、成長を促すことこそ、この地域の未来や日本の未来をつくり、そしてこれまで地域を支えていただいた諸先輩方の安心した暮らしにつながる、そ

う思い、そして地域の方々からは、中村、まだまだ頑張りが足らんと、そんな叱咤激励もいただいております。そんな思いを形にすべく、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

さて、画面を御覧ください。

本日は、学校施設の開放など遊び場としての学校開放や、部活動が早く終わったときなどに自主練ができるような、そんな学校開放の形を変えられないかといった視点や、オンライン授業の平準化、そして先生の働き方改革の中から校務支援員の状況、そしてトイレや門扉、雨漏りなどの環境整備、さらには全市民に関係する小学校のエアコン設置などについてお伺いしたいと思います。

まずは、先般の議会でも要望したとおり、子供の遊び場の整備です。そして、部活動の自主練の利用として学校開放の壁を取っ払えないかということについてお伺いしたいと思います。

先般の議会では、ボールを使える公園は愛西市北部ではゼロとのことでした。小学校は開放されておりますが、中学校は現在一般利用はできないところがあります。今、部活動は、冬は実質17時まで、そして中学の学校開放は時間的に言えば19時からであります。そのため、中学校の校庭とか体育館を部活動のない日は授業後すぐ、部活動がある日は、今、冬は17時頃までですから17時半とか18時など、これまでより早めに開放してほしいができないか、そういったことをお伺いします。

また、横浜市では音楽室の開放がされております。

画面を御覧ください。

実際こういった形で様々な中学校で音楽室も開放されております。こういった音楽室の開放もできないか、お伺いしたいと思います。

2点目は、オンライン授業についてです。

私が令和4年度の調査を実際したところ、画面のほうを御覧ください。オンライン授業を取り組んでいるところがあるところないところがありました。実際こうやって差があるようなところがあります。もちろん、周知は行っているとは思いますが、欠席者や不登校など、オンライン授業を実施できる環境とそうでない学校の違いは何か、お伺いしたいと思います。

次に、生徒と向き合う時間をつくっていただくため、先生の働き方改革も必要なわけです。

あま市は今年度、ラーケーション公務員として既に職員を採用して活動しております。これは県の事業でございまして、100%県が財政負担してくれるというようなとてもいい事業です。愛西市も採用すべきと考えております。

そこで、現在の先生の残業時間に対して学校用務員や支援員の配置数は適切か、来年度、支援員は増加しないのか、お伺いしたいと思います。

そして、安全・安心に学校を送れる環境整備について、4点続けてお伺いしたいと思います。

私の近くの北河田小学校でも雨漏りをするようになりました。今年度、雨漏りがあったと把握している学校はどれだけあるのでしょうか、お伺いします。

また、トイレの洋式化について、児童・生徒や保護者から多く要望がございます。これまで

していただいていると思いますが、トイレの洋式化への改善がまだまだ残っているということで、今後の順番はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

次は、門扉の安全対策です。

保護者や先生からも、学校の入り口の安全対策が不安という声もあります。こちらについて市はどのように対応していくのでしょうか、お伺いします。

そして、4点目、皆さんが気になっている小学校体育館へのエアコン設置についてです。

画面を御覧いただきたいと思います。

これは文部科学省の資料ではございますけれども、実際のエアコン設置率は、全国的にはまだ22.1%と非常に少なくなっております。普通教室についてはほぼほぼ99.1%と、ほぼついております。これは愛西市が別に遅れているというわけじゃなくて、全国的に小学校の体育館へのエアコン設置というのが遅れているという事実を皆さんに見ていただこうということで出させていただきました。これは、避難所としての利用というふうによく言われておりますけれども、私は少し別の観点からお伺いしたいと思います。

この最近の異常気象、特に夏、熱中症で暑いという気候になってまいりました。児童が校庭で遊んではいけないというような熱中症警戒アラートなるものが発令されると、そういった時代になっております。なので、外で遊べないときには室内で過ごすというような状況でございます。そのような活発な子供たちが教室でおとなしくしているというのは、小学校時代に適切な過ごし方でしょうか。

そうした授業の間の休憩時間、放課の時間に校庭で遊べないとき、体育館でエアコンが効いていれば遊べると思います。そういった学校教育上必要な措置であると思いますが、この必要性はどのように教育委員会としてお考えでしょうか。そして、小学校にエアコンを設置した場合、予算はどれくらい必要かということをお伺いしたいと思います。

総括質問の最後に、お金がない、お金がないというようなことを市や教育委員会はおっしゃいます。今年度、決算委員会をやらせていただきまして、学校の環境整備予算で1,000万円以上の不用額、いわゆる予算の余りがあったことを確認させていただきました。それ以外にも教育委員会として不用額がないわけではございません。一方で、学校現場では、お金がない、お金がないということで、カラーコピーの枚数制限とか消耗品等を節約するような事態になっております。予算と現場の乖離が起きているというふうに感じております。現場の先生としては愕然とするのではないのでしょうか、我々の我慢は何だったのかと。そこを改善していただくためにも、教育委員会の予算の不用額を発生させず、各校の環境改善に使うということとはできないか、そういった点をお伺いして総括質問とします。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、子供たちの遊び場確保や保護者会などによる自主的部活動を行いやすい環境整備をに係る中学校の校庭や体育館、音楽室の開放について御答弁させていただきます。

中学校の運動場については照明設備があり、夜間に使用できる学校が八開中学校と佐織中学

校のみであり、それ以外の学校については、愛西市学校体育施設の開放に関する条例施行規則で開放時間を土曜日、日曜日、祝日、休日の午後6時までとしております。平日は部活動で運動場を午後5時頃まで使用していることや日没時間等を考慮いたしますと、平日に午後6時から開放することは考えておりません。

中学校の体育館につきましては、本市も含め近隣市においても、おおむね午後7時から開放されている状況の中、各利用団体からの御意見等をいただいた上で校長会等で協議を進めてまいります。

音楽室の開放につきましては、音楽室が各小中学校内において2階もしくは3階に教室が配置されている状況や防犯等を勘案して、近隣市と同様に開放することは考えておりません。

なお、横浜市では、音楽室が校舎の出入口付近に配置されていることなど学校管理上支障がないことを開放の要件としており、小・中学校、義務教育学校を合わせて480校のうち、音楽室を開放している学校は32校と伺っております。

続きまして、大項目2点目、小・中学校の環境整備を進めてほしいに係るオンライン授業の実施状況についてですが、オンライン授業は全小・中学校で行える環境が整っており、児童・生徒や保護者の希望により実施しています。

近隣市町においては実施していない自治体もある中、本市における実施状況は、令和4年度が小学校7校と中学校3校の計10校、令和5年度が小学校1校と中学校2校の計3校、令和6年度が小学校1校と中学校2校の計3校で実施しているところでございます。今後も、児童・生徒や保護者がオンライン授業を希望される場合に対応できるように、教員に対するICT教育の指導等に努めてまいります。

続きまして、学校用務員、支援員の配置状況並びに来年度に向けた支援員の増加に係る取組についてですが、愛知県教育委員会から、教員の業務支援を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に校務補助員の派遣を行っていただいております。

本市では、各学校からの申請に基づき、小学校で4校、中学校で1校に派遣されています。

また、学校用務員は、本市の直接雇用により各小・中学校に1人配置し、学校における環境整備や管理運営に関する業務を担っています。

令和5年度学校基本調査において、全国公立小・中学校における学校用務員の配置割合が約64%であるのに対し、本市では100%となっております。現在、愛知県が実施する「ラーケーションの日」モデル事業による校務支援員等配置に係る経費の補助を受けることを考えているところでございます。

続きまして、今年度雨漏りの報告があった学校についてですが、校舎につきましては、小・中学校のうち開治小学校を除く17校で報告いただいております。

体育館につきましては、市江小学校や佐屋小学校、立田北部小学校、八輪小学校、開治小学校、北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端小学校の9つの小学校、永和中学校や佐屋中学校、立田中学校、佐織西中学校の4つの中学校から報告をいただいております。

なお、雨の侵入経路が判明次第対応し、校舎につきましては市江小学校や佐屋西小学校、佐屋中学校、佐織中学校、体育館につきましては佐屋西小学校と開治小学校で修繕を実施いたしました。

続きまして、トイレ改修事業についてですが、小・中学校トイレは、教育環境の改善を目的に、平成24年から令和4年度までの間に全小・中学校において総事業費約7億9,400万円をかけて洋式トイレ化事業を計画的に進めてまいりました。現在、全ての小・中学校において、児童・生徒50人に対して3基以上の洋式トイレが整備されている状況でございます。

続きまして、門扉の安全対策についてですが、学校における門扉等の安全対策は、文部科学省が示す小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針において門の施錠管理を的確にすることが重要と記述されております。

各小中学校の門扉につきまして、児童・生徒の保護者や業者が出入りする門については、職員室の配置状況やインターホンの有無、駐車場の位置関係により、運用上施錠していない学校があります。一方で、南京錠やナンバーロックにより施錠している学校もあり、近隣市が設置する学校と同様の状況にあると考えております。

なお、学校との協議により令和6年度は、草平小学校の南門と東門、西川端小学校の南門を修繕いたしました。

続きまして、小学校体育館へのエアコン設置に対する認識並びに設置費用の試算についてですが、各学校では、運動場や体育館、プールなどの各施設で暑さ指数を測定し、最も安全に運動できる施設を利用して体育の授業等を実施しているところです。

学校体育館に空調設備を整備することは、児童の学校生活や学校開放、有事の際における避難所としての利用時において熱中症対策などに大きな効果が見込まれると考えます。一方、令和6年9月現在で武道場を含めた小・中学校体育館等における空調設備設置率は、全国で18.9%、愛知県では20.6%となっており、近隣市においてもおおむね整備されていない状況です。

事業費につきましては、令和6年度内に中学校で実施する空調整備事業から試算いたしますと、小学校12校で約3億6,000万円必要になります。

続きまして、予算不用額の流用についてですが、人件費を除いた学校教育課所管の予算残額につきましては、令和5年度は主に小・中学校の電気料金並びに水道料金であり、不用額の54.2%を占めております。

学校の環境改善などの修繕を令和5年度予算で実施するためには、修繕箇所や修繕方法の特定、業者の選定、修繕作業にかかる日数などを考慮しなければなりません。不用額の流用につきましては、請求発生後に判明する不用額や修繕費用、修繕完了までに必要な日数などを考慮する必要があると考えます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

前向きな答弁が、校務支援員と学校の体育館の開放ということで協議するということをしていただきました。それ以外はまだまだこれからということで、まずはエアコンについて再質

問いたします。

こちらなんですけれども、来年度事業として教育委員会は予算要求をしたんでしょうか、お伺いしたいと思います。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学校体育館に空調設備を整備することは、熱中症対策などに大きな効果が見込まれることは周知のとおりです。その上で教育委員会としては、今年度当初予算において、中学校では体育の授業や学校行事のほか部活動でも使用するため、小学校と比較して多く利用され、熱中症対策が必要と判断して、整備を計画、議会に提案し、お認めいただいたところでございます。現在は、財源として緊急防災・減災事業債を活用して事業を進めているところでございますけれども、現時点において小学校に整備する考えはございません。

なお、令和7年度予算につきましては、各種事業について事業費や業務量等を総合的に精査しているところであるため、要求内容についてのお答えは差し控えさせていただきます。

**○3番（中村文武君）**

それでは、画面を御覧ください。

答えられない部分もあるということで、予算要求を仮にしていなければ、優先順位がきつと低いんだろうなというふうに整理ができるかなと私は考えています。それ以外にもお金がないということもあるかなと。3つ目は、人がいないのでなかなか事業ができない、そういったことも可能性としてはあるのかなというようなことを考えております。

こんな壁がある中で、もし予算要求していなければ、教育委員会の責任というふうになってくるんですけれども、それ以外にも財政が、例えば僕は行政の職員だったので、枠決めをしていて予算がないので7割掛けで請求してくれとか、去年と同じ枠しか使えないというような財政の枠というのも影響があるのかなというような視点も思いつきます。

こういった視点で、財政課のほうで例えばシーリング何パーとか、そういった枠決めのほうで査定というか、そういうことをしているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

予算の枠配分、予算枠につきましてですが、一律というわけではございませんで、事務事業について検証作業であったりとか事業精査を行った上で枠配分を行っております。以上です。

**○3番（中村文武君）**

事業に応じて個別に枠配分をしているということで、どれぐらいの枠かはなかなか言えないということで分からないところもたくさんあるんですけれども、財政としてお金がないであるとか、教育委員会として必要性が低いというようなこともあるかもしれません。仮に予算要求をされたという場合は、判断は財政課に委ねられるわけですし、していなければ、また教育委員会のほうで予算を上げていかないといけないというようなことがあります。

そんな中で、仮に上げていないとすると優先順位が低いということで、先ほど言いましたけれども、熱中症アラートということで校庭で遊べないというような今の気候状況でございますけれども、それが本当に教育委員会としていいことなのか、学校の子供たちの遊び場を何とか

つくるというようなことは必要性として低いのかどうか、もう一度伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

学校につきましては、教育のための施設であることを第一義に掲げているところでございまして、先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、普通教室、特別支援教室につきましては100%空調設備を整備させていただいております。また、音楽室につきましても、全小・中学校におきまして1教室は設置させていただいております。また、理科室につきましても、全中学校に1教室設置させていただいている状況もありますので、教育委員会としては子供の熱中症対策については対応させていただいていると考えているところでございます。以上でございます。

○3番（中村文武君）

そういうふうに聞くと、放課時間は別に重要じゃないのかなというふうに聞き取れなくもないんですけども、その辺は大事なことでありますし、先ほど緊急防災事業債というような話もありました。あれって令和7年度までのはずで、ちょっと画面を御覧いただくと、こういった緊急防災・減災事業債というのがありまして、これは先ほど馬淵議員も言っていただきましたけれども、この左のちょうど丸の真ん中ぐらいを見ていただくと、指定避難所における避難所の生活環境の改善のための施設ということで、空調とわざわざ書いてあるんですね。だから、めっちゃくちゃ使えるということです。

そして、先ほど総務省に確認しました。一応令和7年度までなんですね。来年度で終わりになっています、もちろん延長の希望とかはしていると思いますけれども。ということは、今年度予算に上げないと、基本的には間に合わないというような状況でございます。

もし仮に上げていないとすれば、来年度、補正予算に上げるということは可能かと思えますし、強いて執行部を救うような質問をするとすれば、来年、先ほどいろいろ市長選という話がありました。市長選のときは行政職員として不文律があって、それほど追加予算を上げない、骨格予算という形で上げるというような不文律もあるようなところもあります。もし上げていないのであれば、来年度補正予算とかで上げることは可能だとは思いますが、そういったことを考えているのかどうか、伺いしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

現在、令和7年度の予算につきましては、各種事業について、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、事業費や業務量等を総合的に精査しているところであるため、予算要求についてお答えできません。かつ、来年度の補正予算につきましては、まずは今、当初予算の検証の事務集中しているところでございますので、御答弁については差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○3番（中村文武君）

かしこまりました。

それでは、また別の観点から、財政的な観点から少し御指摘、伺いしたいと思います。

画面のほうをよろしくをお願いします。

こちら、令和5年度の決算の額なんですけれども、広報から抜粋してまいりました。収入が272億、支出が261億でございます。11億の余り、不用額が出ているということでございます。こういった観点からすると、財政課のほうでお金がしっかりあるので使うような話ができるんじゃないかなと思っています。

一般的に財政というのは予算を削減する部署という認識がありますが、私の中の定義では、ぎりぎりまでアクセルを踏ませるのが僕は財政課だと思っておりますが、こういった予算の余っている中でしっかり使い切るといようなことをしていけないのか、お伺いしたいと思います。

地方財政というのは、一般の家計と違って、予算が余るといことは、6年度余ったので要らないよねという国のような国の考えにつながることがありますので、しっかり交付税とか市民の税を預かっているのです、それをいかにして市民サービスに還元するというのが地方自治の在り方だと思っておりますので、そういった観点から財政課のほうでこういったお金をしっかり使い切るといような考え、どのような考えでいるのか、お伺いしたいと思います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

不用額に対する御質問だと思います。

不用額につきましては、事業の中止でありますとか、そういったことについての不用額が発生する場合においては補正予算において減額するようにしたりしておりますし、またできる限り不用額を出さないよう積算根拠を持った予算計上を行っておりますが、年間事業費において正確な見込みが困難な経費である例えば扶助費などで多く発生することもございます。

不用額を全体的に合計いたしますと多額ということになりますが、例えば総務費、民生費といった各目的別に分類した予算編成の下でそれぞれの予算額を計上して執行することとされておりますので、今後も趣旨に沿った適切な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

不用額はいろいろ民生費とかがあるということ、私も十分承知はしております。いろいろ難しいと思うんですけれども、実際、令和5年度が11億で、令和4年度、令和3年度と同様の額が余っていますね。令和4年度が約11億4,000万、令和3年度が10億5,000万というような歳入超過になっております。こういったことも3か年続いておるので、その辺、実際、毎年こういう状況で財政課としてどういうふうな精査をしてきたのかということも併せてお伺いしつつ、今後の展開をお伺いしたいと思います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどの不用額全体につきましては多額になるというお話でございますが、他市と比較いたしましても愛西市だけが特に多いという実績ではございませんので、例えば先ほど申し上げたとおり、それぞれの費目ごとの各目的別に分類した予算編成の下で執行することになりますので、今後も適切な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。



### ○3番（中村文武君）

愛西市以外、愛西市だけではないということですが、これは地方自治体全体が余っていると、よりじゃあその地域に対してお金要らないよねということになっちゃうので、そこは本当により危険な状況になっていると僕は考えています。

一方で、また教育委員会に聞きたいんですけれども、こういった形で不用額が余っているのであれば、例えば12月補正とかで間に合わない学校の施設修繕とかを逆に上程して上げていただければ、門扉であったり、エアコンであったり……、エアコンは無理ですね。雨漏りであったりとか、ほかにもコウモリとか、カーテンとか、いろいろ私は毎週スポーツを教えているので声が集まってきます。そういったことも12月補正で逆に上げていただければ、十分執行できるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことはいかがでしょう。

### ○教育部長（佐藤博之君）

修繕費の補正予算につきましては、従前から学校との協議により、普通教室で雨漏りが起こり授業に影響を与える場合や、電気や水道など学校生活に必要なライフラインが使用できなくなった場合など緊急性の高い修繕が必要な場合には予算を計上し、議会に提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

そういった形で修繕をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

そして、このエアコン設置について、教育委員会と市と別の立てつけ上は組織になっていて、ここでしっかりと議論をしていただいて必要性をしっかりと高めていただいて実際に実行してもらおうというようなことが必要だと思いますし、例えばそういった会議で総合教育会議というのがあるんですけれども、そういったところで、老朽化対策だけじゃなくて、こういうエアコン設置ということについて議論されるべきかなと思いますけれども、次の総合教育会議がいつあって、それに議題にのせるつもりとかあるんでしょうか、お伺いします。

### ○企画政策部長（西川 稔君）

総合教育会議は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議並びに構成員の事務の調整を行うためのために設置された会議でありまして、教育委員会からの要望を受けるような場じゃないと考えております。

この会議におきまして、市長部局と教育委員会が協議、調整を行う議題については、市教育大綱に関するもののほか、教育を行うための諸条件の整備や地域の実情に応じた教育・文化の振興を図るための重点的施策に関するもの、また児童・生徒の生命や身体に被害が生じる場合等緊急の場合に講じるべき措置に関するものなどの項目に該当する事案で、この議題を上げることとしております。以上です。

### ○3番（中村文武君）

先ほどからいろいろ、できないできないみたいなたくさん理由をいただいて、さっきの馬淵議員のときの公共交通会議のときもそうでしたけど、印象なんですけど、できない理由を挙げておられるなというのを考えていて、総合教育会議でできないのであれば、常日頃からやっ

ていただいて前向きに進めていただくのが、それが本当に市民の総意じゃないかなというふう  
に思うわけなので、その辺は何でできないかなというところを率直に疑問に思いつつ、こんだ  
け予算が余っているというような印象になるので、それであればしっかりと使ってもらおうとい  
うのが皆様からの税金の預かったお金の使い方じゃないかなと思います。

そこをしっかりとやってほしいということをお願いしますし、私の職員時代の上司の方は、  
ない袖は振れないというような日本語がありますけれども、ない袖は振れないじゃなくて、今  
ある袖をどうやって振るのかを職員は考えるべきだということを僕は常々言われて育ってまい  
りました。なので、こういった余っている予算について、すごく難しい計算、積算があるとは  
僕も重々承知していますけれども、しっかりと職員の方々はある袖を振っていただいて、市民  
から、私らも含めてですけど、給料を頂いているわけですから、そういった思いでしっかりと  
市民サービスに向けて事業を進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、学校の開放についてお伺いしたいと思います。

先ほど日没があって条例では6時までしか貸せないというような話もありましたが、夏だっ  
たら6時半まで使えると思いますし、こういった形で条例で変えるんだったら、今、部活が5  
時で終わっちゃったり6時で終わっちゃったりするので、特に部活がない日なんかは6時半ま  
でなら使えると思うんですけど、こういった点で条例改正するつもりはありませんか、お伺い  
します。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

学校におきましては、部活動の休業日におきましても学校教育に係る各種委員会活動などが  
実施されている現状があります。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、各中学校の最終下校  
時刻が午後5時頃までとなっており、日没時間等を考慮いたしますと使用時間が限られること  
などから、近隣市と同様に平日に中学校の校庭を開放することは考えておりません。

以前、議会でも御質問を頂戴しておりますが、地域に最も身近な学校施設である小学校では、  
平日、児童が下校した後、校庭を遊び等で利用できるように開放しておりますことを併せて御  
報告させていただきます。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

先ほど、ない袖は振れない、ある袖を振ろうというような話をさせていただきましたが、あ  
れはお金だけの話じゃなくて、こういう地域の資源もある袖だというふうに思っていて、  
学校として環境として使える場、これも地域資源なわけです。そういったところで、しっかりと  
開放していただきたいなと思います。

先ほど体育館については協議を進めるというふうにありましたけれども、これはいつ頃進め  
られるんでしょうか、お伺いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

校長会等一堂に会する会議につきましては、毎月定例で校長会を開催させていただいており  
ます。12月につきましては既に終了しておりますけれども、翌年1月、2月、3月と校長会を  
開催する予定でございますので、そのような場におきましても協議をしていきたいと考えてい

るところでございます。以上でございます。

○3番（中村文武君）

毎月協議をいただくということで、ありがとうございます。

それでは、毎月協議いただくということで、一番早い一般質問の事前通告になると思うんですけど、3月議会でもたお伺いさせていただきたいなというふうに思いますので、その協議、よろしくお願いいたします。

それと、学校開放のところ音楽室というところがあったんですけども、開放がなかなかできないということで、一番の原因といいますか、横浜市のを結構私も聞いたんですけど、愛西市として一番難しい原因は何でしょうか、お伺いします。

○教育部長（佐藤博之君）

繰り返しの答弁になりますが、申し訳ございません。音楽室は、各小・中学校内におきまして、校舎の出入口から遠い2階もしくは3階に教室が配置されております。学校管理者が不在の状況における防犯上に大きな課題があると考えております。以上でございます。

○3番（中村文武君）

先ほど学校の入り口から遠いというような発言もありましたし、2階、3階にあると。北河田小も確かに2階、3階にあるんですけども、中庭の入り口からだったら実は2番目に近い部屋が音楽室なんですね。そういったところもあって使えるんじゃないかなというふうに思います。

あと、防犯上の理由は私も思いますし、主には防犯上の理由であるとか、シャッターがつけられない、鍵がないとか、いろんな理由は確かに実際あると思います、職員室の鍵がないとか、何か盗まれたら駄目だとか、そういったものはもちろん重々あると思いますので。ただ、全国的には、公民館と学校が連携して一緒に中にあるというようなところも今はございます。そういったところは、じゃ学校としてだから公民館は使えないよねという話にはならないので、必ず日本のどこかではいいことをやっていますので、そういったところを学んでいただいて進めていただければなというふうに思いますし、これは横浜市で私も音楽室を聞いたんですけど、最初は、教育委員会に聞いたときと学校現場で聞くと全然話が違って、みんな知らないというのはありました。なので、しっかりと聞いていただきたいなと思うんですけど、横浜市の事例、何校聞いたんでしょうか、お伺いします。

○教育部長（佐藤博之君）

お話をお伺いいたしましたのは、横浜市教育委員会事務局並びに学校1校でございます。以上でございます。

○3番（中村文武君）

先ほどの答弁、32校あるというふうに聞いたので、1校だけでできないところをうまく拾ったなという印象にも取れなくもないので、そこはたくさん聞いていただいて、どうやったらうまくやっているのかということも併せて聞いていただければなと思います。

それで、また画面を御覧いただきたいんですけども、先ほど公民館が併設しているという

ような事例も話しさせていただきました。実際は、こうやって公民館があるところは、学校との通路の部分でシャッターをつけている自治体もございます。これにはお金がかかるので、これは予算の問題だというふうに私としては理解しますので、防犯上イコール予算かなというような解釈で、これからはしっかりと市民の方が、これから地域移行で、しかも生徒が部活をやっていくわけですから、そういったときにいろんな音楽室や美術室とか、例えば開放できないと、やはり地域移行というのはなかなか難しいと思いますので、こういったことも含めて、私自身もしっかりと執行部を応援できるように予算要求すべきだとか、そういうお話もしていきたいと思いますので、しっかりとこの辺も協議をしていただけて進めていただければと思います。

続きまして、長くなってきましたけれども、学校の開放についてお伺いしたのは、先般の議会でもお伺いさせていただいたんですけれども、遊び場がないというようなところもあります。中学校と小学校が一緒にあるところなんかは小学校で利用できるからいいんですけど、中学校と小学校が離れているところなんかは、中学校でまた乳児とか児童が遊べれば、それはそれですごく有効なわけですね。

私の近くでも駐車場でキャッチボールしている現実とかを見てきましたので、そういう子供たちの遊び場というのをしっかりつくっていかないといけないというふうに思います。キャッチボールだったらいいけど、スケボーだったらどうなのかというような議論もちまたではかなり起こってきますので、ということは大人がその環境を用意しないといけないというふうには思っております。

そこで、先般の議会でも市長のほうから、地域の理解がないことにはなかなか進めても進められないというような声がありました。地域の理解をまとめるのは自治会であったり、もちろん議員の役割かなと私自身は思っておりますけれども、仮に地域の理解が得られてきた場合、北部には、今、公園が全くないということですから、子供たちの声、保護者の声としては非常に強く私は受けております。そういったことも含めて、理解が進めば、新設はあり得るのかどうか、お伺いしたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

本市には、市民の憩いの場、レクリエーション活動の場として比較的規模の大きい都市公園や都市緑地が7か所設置をされております。また、身近に利用できる公園として、市北部、市南部を問わず、比較的小規模な農村公園や児童遊園などが86か所設置をされており、公園内でのボールの使用などにつきましては、他の公園利用者や近隣の住民に対し危険や迷惑がなければ、問題がないというふうに考えております。その他、児童が安全に伸び伸びとボール遊びができる場所としましては、各小学校の校庭の放課後利用ができるようになっておるところでございます。

現在、原っぱのような広い公園の整備ということについては計画はございません。

引き続き、地域の方々の理解をいただきつつ、新たな公園整備ではなく、小学校の校庭などの既存ストックを有効的に活用したまちづくりのほうを推進していきたいと考えております。

以上です。

### ○3番（中村文武君）

既存ストックの活用ということであれば、学校の開放をもっと進めていただきたいなと思います。

先ほど学校は19時からというようなことでしたけれども、昨日の夜5分調べただけで、18時から2自治体、18時半が1自治体出てきたんですね。世の中ではあったんです。あま市、近隣ではないんですけど、ここでやれば愛西市っていいねというような形で広がっていくと思うので、こういったところの開放をぜひ進めていくべきだと思いますけれども、この辺、もう一回、教育委員会の回答をお願いします。

### ○教育部長（佐藤博之君）

現時点においては拡充について考えてはおりません。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

そういうないということで回答をいただきましたけれども、こういったことというのは、市民、僕は毎週子供ちと接していますから非常に大きなテーマだと思います。公園もしかり、先ほどのエアコンもしかりです。多くの市民の方が熱望するような事業につきまして、なかなか進んでいかないというところで歯がゆい思いをしているところでございますけれども、先ほど佐藤議員や竹村議員の中で市長選というような話もありましたけれども、これは本当に市長、やったほうがいいんじゃないかなと、エアコンについては特に皆さん思いますけれども、そういった市長選もありますけれども、実際市長、このエアコンについて、避難所もありますし、子供たちの教育の場もありますけれども、こういったことについて市長自身のお考え、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁申し上げます。

それは、エアコン設置につきましては、できることであれば設置は進めていくべきだと思いますし、これは各自治体がやるのではなく、本来であれば国や県が率先してやるべきだというふうに思います。

先ほど予算のお話もございましたけれども、県におきましても多額の不用額が出ておりますし、各市におきましても毎年10億以上の不用額が出ておりますけれども、これにつきましても市といたしましては当初からしっかりとできる限り不用額が出ないような予算づくりをさせていただいております。

あと、補助金等の活用もしっかりしなければ、市といたしましては何でも設置、そして拡大は、お金だけの問題ではなく、先ほど議員もおっしゃれましたが、職員の事務量もしっかり影響しますし、また学校につきましては、先ほども言われましたけれども、学校現場と教育委員会が情報をしっかりと共有していただいて、そして学校現場が本当に必要な要望がどういったものがあるのか、それをしっかりと教育委員会で把握する必要があるというふうに思っております。

ます。

また、先進的なことにつきましては、私としてもしっかりと取り組むべきだというふうに思っております。以上です。

### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

先ほどお話しいただいたとおり、お金の問題、人の問題もあると思いますが、先ほど画面で見ていただいたように、緊急防災・減災事業債というのが令和7年度までで、こちら70%が交付税措置で返ってきて3割が自治体負担ということで、先ほどの3.6億の積算であれば、大体1億弱ぐらいが愛西市の負担というような形になっています。財政調整基金がまだ55億程度あると思いますし、公共施設の基金も50億程度あると思いますので、この辺、来年度までの事業ですから、石破総理、防災に一生懸命なので延長するかもしれないんですけども、そんなことは分からないので、ぜひ来年度事業でしっかりとエアコン設置等、それ以外のトイレとかでも事業債は使えると思いますので、その辺、しっかりと財政当局もうまく使っていただいてアクセルをぎりぎりまで踏んでいただくと。お金がないのは分かりますけれども、しっかり集まっているわけですから、その辺をしっかりと使っていただいて市民のために事業をしていただくという。本当に職員の皆様は大変かと思いますが、その辺を切にお願いして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

### ○議長（近藤 武君）

3番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時20分といたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の5番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

### ○5番（真野和久君）

それでは、12月議会の一般質問を行いたいと思います。

今回質問をするのは3点で、大項目の1点目が本市の非核平和施策について、2点目が市有バスの利用の拡大について、それから3点目が学校規模適正化・老朽化対策の準備委員会について質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、本市の非核施策についてお尋ねをしたいと思います。

来年、令和7年は、2025年ですが、愛西市制の20年であるとともに終戦から80年、また広島・長崎の原爆被爆80年の節目の年でもあります。

今年、核兵器の廃絶を長年訴えて活動してきた日本被団協、日本原水爆被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞することが決定しました。ノーベル委員会は、今回の被団協の受賞理由

として、被爆者として知られる広島・長崎の被爆者からの草の根運動による核廃絶の努力、また核兵器を再び使用させないための証言活動を継続してきたことが受賞の理由だと述べています。さらには、広島・長崎の被爆者の証言は極めてユニークなものであるが、被爆者は歴史の目撃者であり、その一人一人の証言は反核運動、核廃絶運動の広がりには大きな役割を果たした。反核教育の推進、核軍縮や核兵器使用に向けた警告といった分野でも効果があった。被爆者らは、核兵器によって引き起こされた言葉では理解できないほどの痛み、苦しみを世界に伝えるために尽力した。ノルウェーのノーベル委員会は、この80年間、戦争で核兵器が使用されてこなかったことを心強い事実として認識したい。日本被団協をはじめとする被爆者代表たちの並外れた努力は、核のタブーの確立に大きく貢献した。一方で、核兵器の使用に対するタブーが今日圧力を帯びていることについて憂慮しているとも述べています。

これまで、この80年間にわたる被団協の核廃絶と、そしてまた被爆者の実情を伝える活動が大きく評価されるとともに、核兵器の廃絶に核兵器を使用しないということに対して大きな力になっていたことを示しています。

ただ、その一方では、今日の世界情勢の悪化の中で、核のまた使用について、核のタブーについての見直しが行われつつあることに対する懸念も言われています。こうした中で日本被団協が受賞したことは、大変喜ばしいことだと思います。

日本被団協は、こうした受賞の喜びとともに、石破首相が訴えている核共有や非核三原則の見直し発言に大変憂慮をしており、日本政府が非核三原則を堅持するとともに、被爆者の生きているうちに核兵器禁止条約を日本が批准し、核兵器のない平和な世界へと進むことを願っていると述べています。

愛西市は平成17年に非核平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶と恒久平和のために努力すると宣言し、日本非核宣言自治体協議会にも参加しています。また、日本被団協の愛知県の団体である愛知県原水爆被災者の会（愛友会）とも毎年懇談を行い、中学生の広島派遣事業や被爆者支援などの本市の非核平和施策も評価されています。

しかし、来年の被爆80年は迎えられても90年には生きていないと。80年を節目として、小・中学生をはじめとする市民への被爆者の証言を直接聞く機会などの実施をする施策も求めている、そういう今せば詰まった状況にもなっていることを訴えられています。

2025年は被爆80年に当たりということですが、本市の非核平和施策について、この80年の事業の計画についてお尋ねをしたいと思います。

次に、市有バスの活用についてです。

愛西市は2台の市有バスを保有しており、そのバスの利用は、様々な団体、市民グループ、それから文化協会やスポーツ協会に加盟しているような団体、また社会福祉に関わるような団体が様々な研修を行うために活用されている大変すばらしい内容になっています。

しかし、そうした活動に対して要望も大きく、例えばスポーツ団体などからは、休日とかの市外への大会などの参加について利用させてほしいとか、一方では、定員がバスの定員の半分になっていると、現状でいくと、今、老人会などでも加盟者が減ってきており、一つの老人会

だけでは利用できない、利用人数に達しないというようなことで、1回の利用者の人数の制限を減らしてほしいというような切実な声も出ているのが現実であります。

そうした中で、まず市有バスの活用について、市有バスの利用の状況をお尋ねします。

また、今言ったようなスポーツ団体の移動や市内の介護予防・生活支援サービス事業通所型サービスBなど、こうした高齢者サロンに似たような活動をされている方々についても利用を拡大できないかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、3つ目が学校規模適正化・老朽化対策委員会の問題です。

学校規模・老朽化対策のための3つの準備委員会について、9月議会の質問の中では、公募委員が15名のうち7名が集まらない状況の中で再募集をかけるという答弁でした。また、佐屋小学校の準備委員会では、年度内に健全度調査、また耐力度調査と、そして県教育委員会からの聞き取りなども含めて行い、年度内に一定の方向性を出すというような答弁も行われていましたが、現状についてお尋ねをしたいと思います。

まず、各準備委員会の現在の状況について、それから集まっていない公募委員の7人の再募集の状況について、そして今後の進め方について、この3点についてお尋ねしたいと思います。

以上、最初の質問としますので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目1点目、被爆80年事業の計画について御答弁をさせていただきます。

本市では、平成17年9月9日に非核平和都市宣言を行って以降、平和行政を推進するため、市内中学生代表者を広島市へ派遣する非核平和広島派遣事業や無宗教方式による市平和祈念式の開催などの平和祈念事業を実施しております。

非核平和広島派遣事業では、市内中学生の代表者を広島へ派遣し、市民の皆様が折られた千羽鶴を平和公園へ奉納し、広島市平和記念資料館、原爆ドームの見学を行うとともに、8月6日には広島市原爆死没者慰霊式並びに平和記念式に参列していただきました。派遣終了後には、派遣された生徒が各中学校において報告会を行っております。

平和祈念式では、戦争で亡くなられた方への畏敬の念及び平和の尊さ、恒久平和への意思表示をするため、社会福祉協議会との共催で無宗教方式による式典を開催し、派遣された中学生の感想文の発表や、最近では国立広島原爆死没者追悼平和祈念館から派遣される被爆体験伝承者による講話会を行っています。

そのほか、図書館では毎年8月に戦争と平和についての特別企画を実施するほか、市の平和祈念週間である8月6日から15日まで、書道や絵画、写真など、市民の皆さんの平和を願う作品や、原爆と人間パネル、非核平和広島派遣事業参加者である中学生の作文を展示する平和を願う作品展を行っております。今年度は若い方からの出展もあり、幅広い年代の方々の作品を展示できたことに加え、市民の皆さんにも目に留めていただけるような装飾などを工夫したことで、出展者や参観者にもよかったという声をいただきました。

来年度の令和7年度は被爆80年を迎えます。本市としては、引き続きこれら事業を継続して実施するほか、平和を願う作品展については幅広い年代からの出展を募るとともに展示を複数



か所で行うなど、次年度に向け検討を進めてまいります。

本事業を通して、平和の大切さ、命の尊さ、戦争の悲惨さ、残酷さを将来にわたって伝え、また次世代を担う子供たちの平和を願う心を育てまいります。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、私からは、大項目 2 点目の市有バスの活用についての、まず市有バスの利用の状況はについて御答弁させていただきます。

令和 5 年度の利用実績が多かった団体につきましては、老人クラブ、体育協会、健康推進団体、社会福祉ボランティア団体、自治会コミュニティなどで、主な利用目的につきましては研修等への参加となっております。

利用件数につきましては、本庁中型が161回、立田中型が115回、計276回となっております。また、令和 6 年10月末現在の利用件数につきましては、本庁中型が91回、立田中型が84回、計175回となっております。

次に、スポーツ団体の移動、市内介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス B のお出かけなどへの利用の拡大についてでございます。

市有バスの利用につきましては、各課が認めた市の補助団体が研修等のために必要な場合で、乗車定員の半数以上が乗車するときに限り使用することができることとなっております。団体の利用につきましては、年 1 回、平日のみとなります。担当課において事前に団体登録をしていただくことが必要となります。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目 3 点目、学校規模適正化・老朽化対策準備委員会についてに係る各準備委員会の実施状況について御答弁させていただきます。

佐屋小学校老朽化対策を目的とした佐屋小学校準備委員会は、9月18日に第1回、11月7日に第2回を開催しました。また、準備委員会委員10人を対象に、10月8日、令和5年に新校舎が竣工されました小牧市立小牧南小学校、10月10日に佐屋小学校をそれぞれ視察した上で、10月17日に検討部会として設置した地域課題部会、10月21日に施設・通学路部会を開催し、学校に必要な施設や機能等について検討していただきました。

現在の佐屋中学校の場所に現在の立田田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する A 中学校（仮称）準備委員会は、9月25日に第1回を開催しました。現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する B 中学校（仮称）準備委員会は、10月2日に第1回を開催しました。

続きまして、公募委員の再募集の状況についてですが、2回目の再募集について、8月15日から9月5日までの間に、佐屋小学校準備委員会委員では、佐屋小学校区在住者2人、佐屋小学校区在住未就学児保護者1人、A中学校（仮称）準備委員会では、佐屋中学校区在住者1人、B中学校（仮称）準備委員会では、八開中学校区在住者2人及び佐織西中学校区在住者1人、計7人募集しました。9月10日の準備委員会公募委員選考審査会において、計2人選任しました。

次に、3回目の再募集について、10月25日から11月15日までの間に、佐屋小学校準備委員会委員では、佐屋小学校学区在住者2人、B中学校（仮称）準備委員会では、八開中学校学区在住者2人及び佐織西中学校学区在住者1人、計5人を募集しました。10月2日の準備委員会公募委員選考審査会において計5人を選任し、各施策に係る準備委員会委員は全て充足されました。

続きまして、今後の進め方についてですが、令和6年度中に佐屋小学校を準備委員会、A中学校（仮称）準備委員会及びB中学校（仮称）準備委員会を各1回開催します。また、A中学校（仮称）準備委員会及び中学校（仮称）準備委員会委員を対象に、学校適正化の実践校の訪問を計画しております。

今後、健全度・耐力度調査、その結果に基づく基本構想及び基本設計、実施設計を進めるために、準備委員会委員の御意見等を十分に踏まえた上で慎重に取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行いたいと思います。

最初に、ちょっと後ろのほうから行きたいと思います。学校規模適正化・老朽化対策準備委員会について再質問でお尋ねしたいと思います。

午前中の吉川議員の質問に関してもありましたが、佐屋小学校の健全度調査及び耐力診断、耐力調査があつて、その耐力調査に関しては県の教育委員会との中で国の補助金が改修にも出るということが明らかになったという話がありました。

先ほどの答弁の中でも、今後、それぞれの調査をやつて、また建て替え等も含めてやっていくというのがほかの委員会も含めて答弁がありましたけれども、9月議会のところでは年度内に方向性を決めたいというような答弁もありましたが、取りあえず佐屋小学校の改修について、その答弁どおりで方向性を今年度内に示すということで、具体的に言うところまで行くのか。例えば基本構想とかそういったところまで行くのか、その辺りについて詳しく答弁をお願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

先ほど御答弁させていただきましたけれども、愛知県教育委員会から、校舎と体育館の耐力度が、改築の場合にも国費学校施設環境改善交付金の対象となる旨、通知が届きました。通知結果に基づきまして、準備委員会の協議内容を踏まえて、改築もしくは大規模改修に係る老朽化対策の方向性を令和6年度内に教育委員会として判断したいと考えます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

ということは、いわゆる部分改修ではなくて、ある意味建て替えも含めて方向性を今年度中に出すということでよろしいですか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会において改築もしくは大規模改修をするのかということについて協議し、決定していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

公募のほうは全員が集まったということで、今後、A中学校、B中学校についても準備委員会が開かれていくことになると思います。佐屋小学校に関しては、分科会の中でも具体的なワークショップなんかも行われているという話も聞きました。

ただ、例えば、特に佐屋小学校でもそうですけれども、準備委員会の中で施設見学などしながら様々な意見を積み上げていって、いろんな方向性を決めていくのが当然だと思うんですが、ただ、委員会、準備委員会だけではなくて、いわゆる児童とか、あるいは広く保護者、あるいは地域の方々の意見などを取り入れていく必要もあると思うんですけれども、そういったところでこの準備委員会が検討内容を反映していくような意見を聞く機会とかというのを考えているのかどうかについて、お尋ねします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

各準備委員会には、自治会代表者や学校評議員、就学児の保護者、未就学児の保護者、地区在住者など地域の皆様に委員を務めていただき、様々な御意見をいただいております。今後、学校適正化の実践校の事例等を参考に、近隣住民が参加するワークショップの開催につきましても準備委員会で協議していきたいと考えております。

児童・生徒には、5つの施策のうち、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する及び現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するに係る取組の中で、在籍する当該中学生を対象に、新しい学校名や学校の校章、部活動の進め方などについて御意見を伺いたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

やはり地元の意見、今、基本的な方向性は決まっているわけですが、しかし地域のいろんな意見をしっかりと聞きながら進めていくこと、また特に中学校の統合については様々な意見もあるんで、そうした現状を踏まえながら十分に意見を聞いていくことを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ次に、市有バスの活用についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどのところで、基本的に利用団体等については各担当課のところで決めているというような話がありましたが、先ほど言ったような、ただ移動目的といった……、すみません。利用拡大について、ちょっと具体的なケースについてまず最初に話を伺いたいんですけれども、例えば団体の関係でいくと、今、先ほどお話ししましたが、いわゆる住民主体などのそうした補助団体ではないんですけれども、そうしたところの利用の問題や、あと課題となっていますが、危機管理課の中での防災、いわゆる自主防災会などの利用についてというのは担当課の中で検討をされていないのでしょうか。

また、スポーツ団体や文化団体の中では、これまでもよく言われていたんですが、特に少年チームなども含めて、土・日のバスの利用を大会などに参加したいので、ぜひお願いをしたいという話もありました。そうしたものについての考え方について、お尋ねをしたいと思います。また、そういった意見も聞いていないかどうか、聞いているかどうかについても確認をしたい

と思います。

**○教育部長（佐藤博之君）**

では、まず私から、スポーツ・文化団体の市有バスの利用拡大について御答弁させていただきます。

現在、各種スポーツ団体や文化協会、婦人会の市有バスの利用につきましては、市有バスの使用基準に基づき、研修会参加のために御利用いただいている状況です。

なお、現在、教育委員会に対して各種団体から利用拡大の要望は受けておりません。以上でございます。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

私からは、生活支援サービス事業通所型サービスBの利用に関して答弁させていただきます。

通所Bの団体については市の補助団体であり、高齢福祉課で市有バスの使用可能団体として登録をしております。したがって、使用目的が研修、派遣等の目的であり、また使用者数が乗車定員の2分の1以上である条件を満たせば、現在でも御利用いただいております。また、それぞれの団体から利用拡大の要望は受けておりません。以上です。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

私からは、地域の自主防災会の参加への活用について御答弁させていただきます。

地域の自主防災会の市有バスの利用について、市有バスの使用基準に基づき、研修会参加などのために御利用いただくことは可能と考えております。相談がありましたら、利用目的等を確認し、まずは団体登録をすることとなります。以上です。

**○5番（真野和久君）**

サービスBと自主防災会、以前は駄目と言われたと思ったんですが、今そういった形でオーケーならば、またこういう形で様々な方にもお話をしていきたいというふうに思います。

あとは、土曜日や日曜日のバスの利用ということがやはり言われていて、ほかの市町などではいろんな大会とかに出るときに、それぞれの市町のバスに乗って参加されているところも結構あるんですよね。ただ、愛西市は、この市有バスに関しては平日のみという話になっていて、そうしたことができないということは以前から様々な団体から言われていると思うんですけど、話を聞いてないんでしょうか。

そうしたことにに関して、ぜひとも総務部を中心に検討をお願いしたいというふうに思いますし、また定員の問題に関しても、それぞれの団体がだんだん小さくなっていく中で、そうした団体を支援するためにも、定員の見直し等も含めて、担当課それぞれの方々も含めて見直しについて検討していただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

市有バスの現在の運用方法についての変更につきましては、現時点においては考えておりません。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

地域の団体を支援するための様々な活動を援助していくためにも、ぜひとももう少し柔軟な

対応を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あとは、今後、現在市のほうでは今の市有バスが故障してしまえば、それでおしまいというような話もありますけれども、そうした市有バスが廃止されると、様々なサークル活動や市民団体の活動に大きな支障が出ると考えていますが、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

また、市有バスは2台とも今老朽化しておりますけれども、今後買換えはしないという話もありますけれども、買換えの検討や、またほかの方法も含めたこの事業そのものの継続の考え方について、お尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

市有バスの廃止等の影響と今後の買換え等の関係でございますけれども、市有バスにつきましては直ちに廃止されることは考えにくいという状況ですが、廃止された場合の現行利用団体への対応につきましては、近隣市において市有バスを保有していない状況も踏まえつつ検討していくものと考えております。

また、車両の老朽化が進んでいるため、今後の状況によっては修繕が困難になることも考えられます。所有する運行台数も踏まえて、運行規模の縮小などについて検討する必要があると考えております。市営バスの運行の今後の運行につきましては、近隣他市の状況なども参考にしつつ検討すべきであるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

今の一番最初の答弁の中でも、2台を含めれば年間の半分以上利用されているような状況にもなっていますので、やはり事業継続そのものはしっかりとやっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本市の非核政策についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどのお話にもありましたが、来年が80年事業ということで、様々なこれから今のやっていることをやりながらちょっと考えていきたいという話ではありましたが、1つは、この前の愛友会との懇談でもありましたけれども、80年ということで基本的に被爆者の方々自身の命がやはり短くなってきているという中で、ぜひとも被爆者の体験会を計画、検討できないかという話がありました。その点について、まず最初にそういったことを取り入れていくことはできないかについて、お尋ねをしたいと思います。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

先ほどの答弁と一部重複しますが、本市で執り行っております平和祈念式のプログラムの中で講話会を設け、戦争を体験された方や、最近では被爆体験証言者の被爆体験や平和への思いを受け継ぎ、それを伝える被爆体験伝承者の方を講師として招き、戦争体験から平和を願う講話などを行っていただいております。

来年度は、戦後80年、被爆80年を迎えます。戦争、被爆を体験された方から直接お話を聞く機会も少なくなっておりますが、戦争や被爆の悲惨さ、原爆の悲惨さ、戦争、被爆を体験された方の平和を願う心などを次世代へ伝えていけるよう、平和祈念事業の全体的な計画の中

で考えていければいいと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

ぜひとも被爆者の願いに応えて、実現をしていただきたいというふうに思います。

あと、来年は被爆80年ということで、愛西市制20年でもありますけれども、こうした事業に改めて、いわゆる被爆80年、終戦80年ということで冠をつけるなどして、そうした企画に関してもつけて、ぜひ広く市民にそうした動きに関して広く知っていただけるような形にさせていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○企画政策部長（西川 稔君）

本市の平和祈念事業の中で、戦後80年、被爆80年について周知し、改めて平和の大切さ、命の尊さ、戦争の悲惨さなどを伝えてまいりたいと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

80年というのをぜひとも入れていくということによろしいでしょうか。

○企画政策部長（西川 稔君）

今の事業の実施の内容を確認しながら考えていきたいと思っております。以上です。

○5番（真野和久君）

具体的によろしくをお願いします。

それから、今後の被爆者支援拡充の考えについて、被爆者に対する支援の拡充について、今の市の考え方についてお尋ねをします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

現在、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の方々に対して、国、県、市で支援策が行われております。

本市では、原爆被爆者手帳を所持している方の健康の保持及び福祉の増進を図るため、被爆者の健康管理をするために必要となる健康診断等のための原爆被爆者健康管理手当の支給と生命及び健康を維持するための原爆病院において診察を受けるための交通費を助成する原爆病院受診旅費助成金の支給を行っております。また、障害者のタクシーチケットも配付対象になっております。

近隣自治体と比較しますと、原爆被爆者健康管理手当については、他市が月2,000円から3,000円ではありますが、本市では原爆被爆者手帳所持者へ市単独の助成金として月5,000円を支給しております。原爆病院受診旅費助成金については、近隣自治体では本市と稲沢市が市単独で助成をしております。本市は他市と比べても手厚く支援を行っていると考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

今、被爆者の方に関しては、そうした形で充実した施策をされていますけれども、被爆1世の方が高齢のために亡くなっていく中で、やはり今後問題となってくるのは被爆2世の方々への対応になってくると思います。

そういった点で、愛西市の被爆2世の健診など、2世への市独自の支援の実施の考えについ

であるか、お尋ねをしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

被爆二世健診とは、両親または両親のどちらかが原爆被爆者で、広島原爆は昭和21年6月1日以降、長崎原爆は昭和21年6月4日以降に生まれた方で、健康診断の受診を希望される方を対象としております。この被爆2世の健診については、国から委託され、県で健康診断を実施しております。以上となります。

○5番（真野和久君）

あと、市内での被爆2世の状況をつかんでいるかについてお尋ねをしたいと思いますけれども、またつかむ考えがないかについても答弁をお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

市内の被爆2世の状況はつかんでおりません。県が被爆二世健康診断を行っておりますが、市として独自に状況を把握することは考えておりません。以上です。

○5番（真野和久君）

なかなか今現状でいうと、つかむ手段がないということも現実だと思いますけれども、愛友会の方々と協力するなどして、そうしたことをぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

と同時に、今現在、先ほども答弁がありましたが、県の実施する健康診断に関してですが、それと同時に、その健康診断を受けるためには被爆2世の申出書を提出していくことが必要になっていますし、またこうした健康診断の結果等を記録する被爆2世の健康記録簿なども作成できるということも言われています。

当然、愛知県主体の事業、国から受けて愛知県がやっている事業でありますけど、こうした事業に関して市の広報などで、こういったものを実施していること、また申込みができることを広報していただきたいと思うんですけれども、その点についての考え方をお尋ねします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議員おっしゃられるように、現在県では被爆二世健康記録簿配布の案内や被爆二世健康診断の周知をホームページで行っております。市としても必要があれば、県と協力して対応をしていきたいと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

被爆2世に関しては、個人的には存じている方も見えるんですけれども、まずは両親ですね。両親の方どちらかが被爆者であるという申請をしているかどうかという問題もあるし、なかなかやはり申請が難しい状況にもあるので、こうした施策が進んでいくことは非常に重要だと思います。少なくとも被爆者の2世である方に関して、こうした健康不安をなくしていくためにも、市として積極的に市の広報などを通じて広報をぜひともお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

では、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。

先ほども申しましたが、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。そのことに対して、

非核平和都市宣言をしている市の市長としての感想をお尋ねしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

ノーベル平和賞を受賞された理由といたしまして、ノーベル委員会は、核兵器のない世界を実現するための長年の努力と核兵器廃絶を証言によって示したことを評価したとされております。

先ほど部長からも答弁させていただきましたし、皆様方御承知のとおり、本市でも平成17年9月の非核平和都市宣言において、非核三原則を遵守し、核兵器の廃絶と人類の恒久平和のために努力するとしており、平和祈念事業を通じ、市民の皆様とともに平和の尊さに思いをはせてまいりました。

今回のノーベル平和賞の受賞を契機に、現下の厳しい国際情勢の流れが変わり、世界の恒久平和が実現されることを期待しております。以上です。

○5番（真野和久君）

ありがとうございます。

核兵器のない世界、平和な世界を一刻も早く実現していくことが本当に大事だというふうに思います。被団協としては、やはり被爆者が生きているうちに日本が核兵器禁止条約を批准し、そして核兵器のない世界をつくっていくために頑張っていってほしいというふうに考えていますが、そうしたことに對して非核平和宣言都市として、この核兵器のない世界を実現するために、日本が核兵器禁止条約に参加するように市長からも国のほうへ求めていく考えはないかについて、最後にお尋ねをしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

先ほども申し上げましたけれども、平成17年9月の非核平和都市宣言におきまして、核兵器の廃絶と人類の恒久平和のために努力することを決意すると議会の議決をもって宣言しております。

日本が唯一の被爆国であり、その恐ろしさを世界に訴え続ける努力は必要であるというふうに認識をしておりまして、市といたしましては、市民が平和の尊さについて考える機会といたしまして平和祈念事業を実施することが核兵器のない世界平和の実現に寄与するものであるとの考えの下、毎年実施させていただいております。

なお、核兵器禁止条約への参加につきましては、国がしっかりと責任を持って取り組むべきことであるというふうに考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

核兵器禁止条約への参加に関して、国が責任を持ってしっかりとやっていくことは当然なんですけれども、こうした非核平和を願う市長として、ぜひとも様々なつながりを通じて、条約への参加、オブザーバーでも構いませんが、そういったことも含めて参加してもらえそうな形の声を届けていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。



○議長（近藤 武君）

5 番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、6 日は午前 9 時 30 分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 03 分 散会

